

令和5年度「稼ぐ企業連携支援事業」 公募要領

【公募期間】

令和5年4月7日(金)～5月19日(金)

【事前相談期間】

令和5年4月7日(金)～5月16日(火)

受付時間 9:00 ～ 17:15 月曜～金曜（祝祭日を除く）

（昼休憩 12:00～13:00 を除く）

【申請受付期間】

令和5年5月10日(水)～5月19日(金)

受付時間 9:00 ～ 17:15 月曜～金曜（祝祭日を除く）（時間厳守）

（昼休憩 12:00～13:00 を除く）

※申請受付期限の5月19日(金)は15:00で締め切ります。

【問い合わせ先・提出先】

稼ぐ企業連携支援事業

（公財）沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課

担当 廣瀬、屋比久、岸本、仲嶺、花谷

TEL 098-859-6236 / FAX 098-859-6233

renkei@okinawa-ric.or.jp

【事業委託者】

沖縄県 商工労働部 マーケティング戦略推進課

稼ぐ企業連携支援事業 担当

TEL : 098-894-2030 FAX : 098-866-4771



公益財団法人

沖縄県産業振興公社

Okinawa Industry Promotion Public Corporation

※本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄県の補助事業であり、（公財）沖縄県産業振興公社が運営委託を受けております。

目次

1.	事業の概要.....	1
(1)	目的及び事業内容	1
(2)	事業の流れ	1
2.	応募の要件.....	2
3.	事業の具体的な内容.....	4
(1)	補助率、補助上限額	4
(2)	補助金の交付予定件数（プロジェクト採択予定件数）	4
(3)	補助対象期間	4
(4)	公社専門コーディネーター等の配置	4
(5)	補助対象外経費	4
(6)	補助対象経費	5
(7)	国内外のエリア別費用上限額	13
4.	応募方法・提出資料.....	14
(1)	提出資料	14
(2)	事前相談期間	16
(3)	事前相談について	16
(4)	申請受付期間	16
(5)	申請に関する注意	17
(6)	提出及び問い合わせ先	17
5.	審査及び補助金の交付決定.....	18
(1)	審査の流れ	18
(2)	審査基準	18
(3)	審査結果の通知と本申請	18
(4)	交付決定の取り消し	18
6.	納税証明書の取得機関.....	19
7.	本事業における利益等排除について.....	21
	申請書様式.....	22

1. 事業の概要

沖縄県（以下「県」という。）では、企業の「稼ぐ力」の強化や域内経済循環の促進等を図るプロジェクトを支援するため、「令和5年度 稼ぐ企業連携支援事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

本事業を実施するにあたり、公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）が、本要領に定める要件を満たす事業者のプロジェクトを募集します。

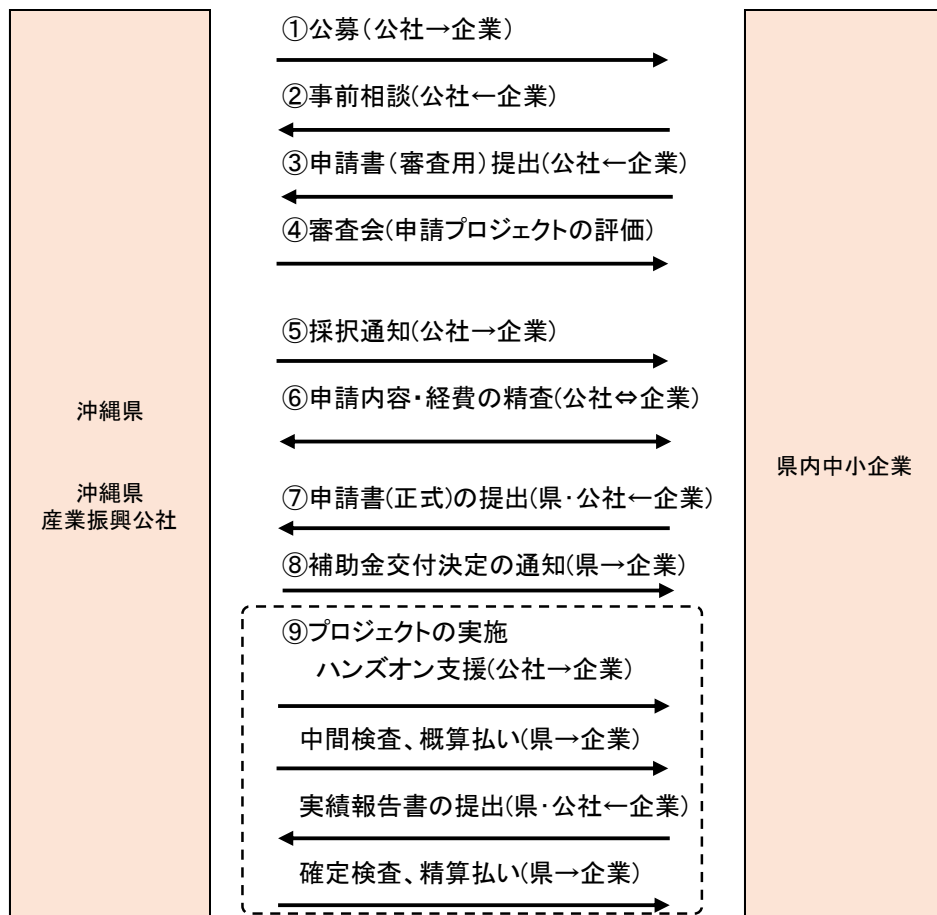
(1) 目的及び事業内容

島嶼県である本県は、域内市場が限定され物流コスト等の面でも不利な環境にあること等が要因となり、労働生産性や給与水準が低い状況にあります。一方、経済のグローバル化やIT化など経営課題が多様化する中、資金や技術・人材等の経営資源が限られる中小企業者は、成長に向けた効果的な取り組みを自社単独で推進することが難しい環境にあります。

本事業では、県内事業者の収益力や生産性の向上を図るため、県内中小企業等で構成する複数企業の連携体（連携企業）が取り組む、新たな商品やビジネスモデルの開発、県外市場の販路拡大、経営資源の活用や経営合理化などのプロジェクトに対し、公社の専門コーディネーターがプロジェクトの事前相談から、申請内容のアドバイス、プロジェクトの円滑な推進、実効性の向上を図る支援を行います。

本事業で採択されたプロジェクトについては、公社の専門コーディネーター等のハンズオン支援及びプロジェクトに要する費用の一部を補助します。

(2) 事業の流れ



事業の流れは以下のとおりです。

- ① 県から本事業の運営管理を受託している公社がプロジェクトの募集を行います。
- ② プロジェクトの申請を希望する企業は、本事業の専門コーディネーター等に事前相談することができます。
- ③ プロジェクトの申請を希望する企業は、公社に申請書（審査用）を提出します。
- ④ 外部有識者等で構成する審査委員会により厳正な審査を行い、プロジェクトを評価します。評価にあたり、申請企業には、審査委員会にてプロジェクトの内容に関するプレゼンテーションを行っていただきます。
- ⑤ 審査委員会（外部有識者等）の審査の結果を踏まえ、その評価を受けたプロジェクトについては、県が採択企業を選定し、公社はその結果を企業に通知します。
- ⑥ 採択通知を受けた企業は、公社の専門コーディネーター等とともにプロジェクト申請内容及び経費の精査等を行います。
- ⑦ 精査後、申請者は補助金の交付申請書（本申請用）を、公社に提出し、公社は申請者からの交付申請書を取りまとめて県に提出します。
- ⑧ 県は、補助金交付決定に係る最終手続を経た上で、申請者に対し、補助金の交付決定を書面にて通知します。
- ⑨ 県の交付決定後は、公社の専門コーディネーター等のハンズオン支援のもと、申請したプロジェクトを実施します。そして、プロジェクト終了後には、県に対し実績報告書を提出します。補助金の交付は、中間検査後の概算払い、実績報告後の精算払いの2回に分けて行います。

2. 応募の要件

プロジェクトに係る応募要件

- ・申請するプロジェクトの内容が、申請企業の収益力や生産性向上、域内経済循環の促進につながることが見込まれ、かつ申請書に労働生産性の数値を記載すること。
- ・補助事業が終了した後も、事業を継続するために、収益力や生産性向上につながる仕組みやノウハウを構築すること。
- ・本事業を活用することにより、取組みの成果や経済波及効果が見込まれること。
- ・申請するプロジェクトに係る事務や経理が行える十分な管理体制及び処理能力を有すること。
- ・プロジェクトの採択有無に関わらず、プロジェクトを実施する意思があること。
- ・公社の専門コーディネーター等のハンズオン支援に対し、連携、協力ができること。
- ・採択企業が主体的に、かつ誠実に申請内容に則ってプロジェクトを推進すること。（「対象経費の大部分がコンサルティング費用」など申請者が主体的にプロジェクトを推進しないと判断される場合は、応募の要件をみたくしません）
- ・県及び公社に対し、定期的（月1回）にプロジェクトの進捗状況や成果を報告すること。

- ・連携体を構成する企業の連名による企業連携体協定書（各構成員の代表者印を押印）を締結し、連携する目的、各構成員の役割等を明確化し、相互協力できる体制を構築して収益力等を向上するために連携する理由が説明できること。
- ・本事業の成果報告会等に事業内容や成果を公表すること。
- ・プロジェクトの実施期間及びプロジェクト終了後から5年間は、県や公社の実施する調査、取材等に応じること。

※当該年度に、当該事業以外の国・県等が助成する補助事業に採択されたプロジェクト（事業内容や経費が重複しているもの）は、補助対象になりません。

※令和4年度以降、当該事業に採択された企業（代表企業・連携企業）は申請することが出来ません。

プロジェクトの対象者

収益力の向上や生産性の向上などの提案プロジェクトを有している県内に本社を置く中小企業者等が事業実施主体となり、2者以上により構成する企業連携体（以下、「連携体」とする。）を応募対象とする。

※代表企業は、県内の中小企業者であり、申請時に創業して3年を経過していること。

※連携企業は、県内及び県外の中小企業者であること。

なお、連携企業は、創業から1年未満の企業も対象とするが、プロジェクトを実施するための人員や事業実施体制を確保すること。

※本事業の中小企業者とは下記の定義とし、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社の法人または個人事業主（申請時点において青色申告を行う者に限る）、事業協同組合、協同組合連合会等であること。（代表企業及び連携企業いずれも、大企業は応募対象外。）

中小企業者の定義（中小企業等経営強化法第2条第1項に定める「中小企業者」）

【会社及び個人の基準】

業種・従業員規模・資本金規模において、下記①～⑦のいずれかを満たす、会社または個人事業主（従業員はパートを含む常時使用する従業員のみ）。

- ① 製造業、建設業、運輸業その他の業種：従業員数300人以下又は資本金又は出資総額3億円以下
- ② ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）：従業員数900人以下又は資本金又は出資総額3億円以下
- ③ 卸売業：従業員数100人以下又は資本金又は出資総額1億円以下
- ④ 小売業：従業員数50人以下又は資本金又は出資総額5,000万円以下
- ⑤ サービス業(下記以外)：従業員数100人以下又は資本金又は出資総額5,000万円以下
- ⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業：従業員数300人以下又は資本金又は出資総額3億円以下
- ⑦ 旅館業：従業員数200人以下又は資本金又は出資総額5,000万円以下

中小企業者の定義（中小企業等経営強化法第2条第1項に定める「中小企業者」）

【中小企業等経営強化法の対象となる組合及び連合会】

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

(注) 1. 企業組合、協業組合は対象となります。

2. 一般社団法人のうち、その直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業等経営強化法第2条第5項第1号から第7号までの特定事業者であるものについては、対象となります。

3. 事業の具体的な内容

(1) 補助率、補助上限額

- ① 補助上限額：1年目 900万円/件 ※2年目 800万円/件
 ② 補助率：1年目 9/10 ※2年目 8/10

(2) 補助金の交付予定件数（プロジェクト採択予定件数） 10件程度

(3) 補助対象期間

交付決定日から令和6年2月29日まで

※本事業の補助対象期間は1事業年度ですが、年度ごとに進捗、成果等を検証し、当該年度内に実施する継続審査会にてプロジェクトの継続が認められた場合、最長2事業年度（令和6年度）まで、継続して実施することができます。

(4) 公社専門コーディネーター等の配置

補助金の交付決定を受けた事業計画を共に推進するため、公社内に専門コーディネーター等を配置し、プロジェクトに対するコンサルティング、他企業とのマッチング、コーディネート、進捗管理等を実施します。

(5) 補助対象外経費

- ① 公社の確認なく発注したもので（事後報告）、プロジェクト遂行における妥当性が無いもの
 ② 消費税、地方消費税等の租税公課。
 ③ 人件費（既存従業員や新規採用であっても対象外です。）
 ④ 設備投資に関わる費用、固定資産として計上される備品・機械等
 ⑤ 切手、はがき、株主優待券の購入等の換金性が高い有価物の購入費用
 ⑥ 他の用途でも使用できる汎用性の高い備品の費用（例：デジタルカメラ、PC、プリンタ等）
 ⑦ 補助金の検査等を受けるための費用及び経理事務に要する費用
 ⑧ 補助事業に使用するものと補助事業以外に使用するものが混在する場合で、補助事業に係る部分を明確に区分できないもの

- ⑨ 本事業の連携企業、子会社などの関連会社またはグループ会社、自社調達を行う場合の利益相当分
- ⑩ プロジェクト推進の実質的な主体を委託する費用
- ⑪ 補助期間内での購入物の全ての使用及び消費が見込めない費用（ただし、常識的範囲内の未消費に限り、按分により算出した額を補助対象経費として計上することもできる。）
- ⑫ その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ⑬ 支払手数料の概念にあたるもの（事務手数料、金利手数料及び振込手数料（国内外）など）
- ⑭ 申請書に記載のある費用でも、補助対象経費の要件に該当しない費用
- ⑮ 一取引の合計金額が 税抜 10,000 円未満の費用（旅費は別途規定）
- ⑯ タクシー及びレンタカーに関わる費用（駐車料金含む）
- ⑰ 補助事業の報告及び公社が主催する本プロジェクトにかかる報告会等への出席等に要する費用
- ⑱ 航空運賃に含まれるオプション料金又は加算料金相当額分（日本航空のクラス J、ファーストクラス、ビジネスクラス、プレミアムクラス、プレミアムエコノミー等の特別席の料金）、普通席と特別席の差額が算出できないもの
- ⑲ 株主優待券や割引チケット等で購入した航空運賃。
- ⑳ 特別急行列車及び新幹線に係る運賃でグリーン車の料金等、運賃に別途加算される料金
- ㉑ 宿泊料に含まれるオプション料金相当額（食事代、その他商品券、クーポン等）ただし、当該宿泊プランのスタンダード料金に無料特典が付加されている場合で、かつ、経済的、合理的な理由が認められる場合の減額は行わない。
- ㉒ 出張内容に採択プロジェクトに関連のない業務が含まれる場合
- ㉓ 催事出展の為の説明会のみに参加する旅費
- ㉔ 出展準備の為にだけに発生する旅費
- ㉕ プロジェクトの進捗管理、公社コーディネーター等のハンズオン支援と同等の業務に係るような専門家の費用。
- ㉖ 資格取得及び申請や登録にかかる費用（資格試験費用）
- ㉗ 知的財産権取得の為の申請費用や手数料
- ㉘ 研究開発に係る人件費
- ㉙ 補助対象期間以外のリース料金等
- ㉚ 電話料、プロバイダ料等
- ㉛ 個人のクレジットカードや現金による立替払

(6) 補助対象経費

対象経費は下記の項目別に申請書に記載してください。

経費の区分	内 容
謝金	【対象】 1. 専門家招聘に要する謝金（プロジェクトに必要な専門家の指導・助言・勉強会開催等のための講師への対価として支払われる経費） 【要件】 1. 謝金単価は、価格の妥当性を証明すること。（市場価格と比べ不当に高額にならないこと）

経費の区分	内 容
	2. 議事録等を作成し、会議の内容が確認できるようにすること。 3. 成果物を下記(1)～(3)の指定様式(「専門家派遣申請書」、「専門家派遣業務報告書(専門家用)」、「専門家派遣実施報告書(企業用)」)に記載して提出すること。 (1) 専門家に依頼した指導・助言・勉強会等の内容 (2) 専門家から受けた指導・助言等から得られた成果について (3) 得られた成果をプロジェクトにおいて、どのように活用するか 【必要書類】 ・ 専門家派遣申請書 ・ 謝金単価の根拠資料 ・ 企業概要・専門家プロフィール ・ 承諾書 ・ 銀行振込確認書(銀行口座から振り込まれたことが確認できる書類) ・ 専門家派遣業務報告書(専門家による作成であること(指導・助言等に対する内容を記載した資料であること)) ・ 専門家派遣実施報告書(企業から提出)
旅費	【対象】 1. プロジェクト実施に係る職員の旅費(航空運賃、宿泊費、交通費) 2. 専門家招聘等に係る旅費(航空運賃、宿泊費、交通費) 【要件】 1. 合理的かつ経済的な方法により実施すること。 2. 目的、活動内容、成果(提案したプロジェクトに出張がどのような成果があったのか等)を具体的に記載した出張報告書を作成すること。 3. 出張上限人数 (1) プロジェクト実施に係る職員旅行の場合、1回の旅行で認める人数は、用務内容に相当する担当者の人数。 (2) 専門家招聘に関する場合、1回の招聘で認める人数は、用務内容に相当する人数。ただし、アシスタントなど補助要員は含めない。 4. 航空運賃等の上限 (1) 航空運賃 ① 普通席の往復割引運賃を上限とする。 繁忙期等で往復割引運賃が適用されない場合は、普通運賃の額を上限とする。 (ANAの場合: ANAフレックスのタイプA～Dのうち、適用されたタイプの運賃を上限とする) 海外渡航については、エコノミークラスを上限とする。 ② LCCの場合、航空チケットを発券する際の座席指定料等、JALやANA等のフルサービスキャリアの航空運賃(普通席)と同等とみなせるものであること。 (2) 宿泊費 宿泊費は、宿泊地は実際に宿泊する場所と用務地が国内外のエリア別費用上限額(i)国内宿泊費用上限額の表で定める区分において違いがある場合には、用務地の該当する区分で定めた上限額とする。 「国内外のエリア別費用上限額」(13ページ)を参照 ホテルパックを利用した場合は、以下の方法により算定するものとする。 ＜算定式(税込)＞ 航空運賃(往復) = ホテルパック料金 - (宿泊料(上限) × 日数)

経費の区分	内 容
	ただし、ホテルパック料金が高額で、算出された航空運賃（往復）が、同航路の既存航空運賃（往復）の上限を超える場合は、航空運賃の上限及び宿泊料の上限の範囲内で補助対象経費として扱う。 (3) 公共交通機関の運賃 ① 一乗車区間あたり税込1,000円以上であること ② 特別急行列車及び新幹線に係る運賃は、一利用区間が片道50km以上であること 一利用区間とは、出発地から到着地（用務地）までの区間とする。 一利用区間が 50 km 以上の場合、新幹線等の指定席料金を対象経費として計上することができる。 ただし、支払の事実を証明する証憑類（領収書等）の添付が必要となります。 【必要書類】 1. 旅行会社（店舗）から購入する場合 ・ 見積書〔（旅程、便（列車）名、座席クラス、食事有無、オプション有無等のプラン詳細が分かるもの）〕 ・ 請求書 ・ 領収書または銀行通帳の写し等支払いの事実が分かるもの 2. インターネット上で購入する場合 ・ プラン詳細が分かる画面の写し等（旅程、搭乗・乗車クラス、食事有無、オプション有無） ・ 支払い方法が分かる画面の写し等（振込、法人クレジットカード、コンビニ支払い等） ・ 支払い方法に応じた適正な支払い証明書類（通帳の写し、法人クレジットカード利用明細、法人クレジットカード引き落としが分かる通帳の写し、コンビニ領収証等） 3. 共通 ・ 出張申請書・旅費積算根拠資料（見積書等） ・ 出張旅費精算書 ・ 出張報告書（画像入り） ・ 搭乗の事実がわかるもの（搭乗者名、搭乗日、乗車便・搭乗便名、座席クラスが明記されている航空券半券または搭乗証明書、特急券など） ・ 為替レート（海外出張期間中の日付であること） ・ 路線案内〔公共交通機関（船舶、鉄道、バス、新幹線等の利用区間と料金などがわかるもの（Yahoo 路線図など）〕
会議費 （ワークショップ含む）	【対象】 1. 会議費および会場借料など、会議等開催にかかる経費。 【要件】 ・ 議事録（日時、出席者、主な議事内容等）を作成し提出すること。 【必要書類】 ・ 選定理由書 ・ 見積書（料金表等） ・ 請求書 ・ 領収書・銀行振込確認書（銀行口座から振り込まれたことが確認できる書類） ・ 会議の内容に関する資料（議事録等（会議の写真貼付） 【留意事項】 ・ 事業における小規模の勉強会、ワークショップを開催する場合は、原則としてプロジェクト対象企業の既存会議室を使用すること。
新聞図書費	【対象】 1. 資料購入費 【要件】

経費の区分	内 容
	1. 資料（図書等）の購入額が20万円（税込）以内であること。 2. 購入した図書、参考文献、資料等は確認できるようにし、5年間保管すること。 【必要書類】 ・見積書・料金表 ・購入目的の説明資料 ・納品書 ・請求書 ・領収書・銀行振込確認書（銀行口座から振り込まれたことが確認できる書類） ・購入品台帳 ・画像
消耗品費	【対象】 1. 消耗品購入に係る経費 【要件】 1. 3万円未満(税込)、かつプロジェクト実施期間内に使用（消費）される物であること。 2. 購入目的を明確にすること。 3. 複数購入した場合は、受払簿を作成し、都度受払数量を明確に整理保管すること。 【必要書類】 ・見積書・料金表 ・納品書 ・請求書 ・領収書・銀行振込確認書（銀行口座から振り込まれたことが確認できる書類） ・受払簿（使用状況が確認できるもの） ・使用目的を説明する資料（購入理由書など）※ ※必須書類ではありませんが、場合により提出を求めています。
通信運搬費	【対象】 1. 郵便物の送付や物品の輸送等の経費 2. 海外出張に伴うWi-Fiルーターのレンタルに関する経費 【要件】 ・積算根拠、使用目的等を事前に明確にすること。 【必要書類】 ・見積書・料金表 ・請求書 ・領収書・銀行振込確認書（銀行口座から振り込まれたことが確認できる書類） ・配送伝票 ・発送先、内容を確認できる説明資料※ ※必須書類ではありませんが、場合により提出を求めています。
研究開発費	【対象】 1. 研究開発に係る費用 2. 公設試等の試験費用 3. 試作品製作費 4. 研究開発機器リース費等 5. その他付随する経費 【要件】 1. 不当に高額な額でないこと。

経費の区分	内 容
	2. 2社以上の見積を提出すること。 3. 2社以上の見積取得できない場合、その理由を記載した選定理由書を提出すること 4. 試作品と実際に販売する商品に係る原料等をまとめて購入する場合 (1) 補助金対象経費は試作品にかかる経費のみとなることから、試作品と実際に販売する商品の経費を分けて金額を算出すること。 5. 本事業の連携企業、子会社などの関連会社またはグループ会社、自社調達を行う場合の利益相当分 ※「本事業における利益等排除について」(20ページ)を参照。 6. 外部委託を行う場合 (1) 委託先から委託内容に関する報告書を受領し、公社へ提出すること。 (2) 成果物(納品物)に関する権利は、すべて申請者に帰属することが確認出来るようにすること。 7. 税込100万円以上となる場合には、自社ホームページ等で公募を行うこと 【必要書類】 ・ 見積前仕様書(業務委託内容がわかるもの) ・ 見積書(複数社分) ・ 選定理由書 ・ 契約先の会社概要・当該業務に関する実績 ・ 契約書(業務委託契約書)、業務委託仕様書(確定版) (※業務委託仕様書には、必ず①委託先、②納期(委託期間)、③委託金額、④委託内容、⑤成果物の内容・数量等を必ず記載してください。) (※委託契約書は、発注した業務内容によって異なりますので、「業務請負契約」、「業務委任契約」、「業務準委任契約」のように発注内容に応じて作成してください。) ・ 納品書 ・ 成果物 (1) 研究開発(研究や試験を実施し開発した内容が分かる報告書等) (2) システム開発(①スケジュール・工程表等開発過程が分かるもの、②各システム画面、③システムから出力できる印刷物・データ内容が分かるもの、④テスト結果の報告書等) (3) 商品開発(①スケジュール・工程表等開発過程が分かるもの、②開発商品の内容や特徴が分かるもの(商品サンプルも含む)) ・ 請求書 ・ 銀行振込確認書(銀行口座から振り込まれたことが確認できる書類)
調査費	【対象】 1. マーケティング、市場調査に要する費用 2. セミナー参加・受講費 3. その他必要と認められる調査費 【要件】 1. 外部委託を行う場合 (1) 委託先から委託内容に関する報告書を受領し、公社へ提出すること 2. 税込100万円以上となる場合には、自社ホームページ等で公募を行うこと 【必要書類】 ・ 見積前仕様書(業務委託内容がわかるもの) ・ 見積書(複数社分) ・ 選定理由書 ・ 契約先の会社概要・当該業務に関する実績 ・ 契約書(業務委託契約書)、業務委託仕様書(確定版) (※業務委託仕様書には、必ず①委託先、②委託期間、③委託金額、④委託内容、⑤成果物の内容・数量等を必ず記載してください。)

経費の区分	内 容
	(※委託契約書は、発注した業務内容によって異なりますので、「業務請負契約」、「業務委任契約」、「業務準委任契約」のように発注内容に応じて作成してください。) ・ 成果物（調査報告書等） ・ 請求書 ・ 銀行振込確認書（銀行口座から振り込まれたことが確認できる書類）
広告宣伝費	【留意事項】 <u>下記【対象】「2. メディア活用による広告宣伝費」の広告枠の購入に要する経費は、1年目のみ補助金450万円(補助対象経費500万円)以内とする。</u> 【対象】 1. 見本市・展示商談会等にかかる出展料、装飾費及びこれに付随する経費 2. メディア活用による広告宣伝費（テレビCM・新聞・雑誌・WEB・SNS等の広告枠の購入に関する経費、記事掲載） 3. 販売プロモーションに要する経費（ホームページ、ECサイト作成にかかる費用含む） 【要件】 1. 広告内容が確認できるものを保管すること。 2. 広告の考え方(対象者、広告媒体を選んだ理由等)、広告の効果等を記載した資料等を作成し、発注前に公社へ資料の提出と内容説明を実施すること。 3. 外部委託を行う場合 委託先から委託内容に関する報告書を受領し、公社へ提出すること 4. 税込100万円以上となる場合には、自社ホームページ等で公募を行うこと 【必要書類】 ・ 見積前仕様書（業務委託内容がわかるもの） ・ 見積書（複数社分） ・ 選定理由書 ・ 契約先の会社概要・当該業務に関する実績 ・ 契約書（業務委託契約書）、業務委託仕様書（確定版） (※業務委託仕様書には、必ず①委託先、②委託期間、③委託金額、④委託内容、⑤成果物の内容・数量等を必ず記載してください。) ・ 成果物 (1) 展示見本市・展示商談会等 ①イベントの内容が分かるパンフレットやWebサイトを印刷したもの、②自社出展ブース位置が分かる資料、③自社出展ブースの様子や商談風景が分かる写真、④ブース訪問者や商談者の名刺コピーやリスト、セミナー参加者のリスト、⑤アンケートを実施した場合は、アンケート集計資料やアンケート原票) (2) メディア広告 ①新聞・雑誌等の記事現物や写し、看板広告は広告データの印刷物または実際の掲示状況が分かる写真、テレビ・ラジオCMや動画作成はデータをメディア（DVD等）に保存したもの、Webサイト・SNSへの広告は掲載画面を印刷したもの、②広告の効果を検証した資料（問い合わせ件数、Webアクセス数等） (3) Webサイト構築・リニューアル ①スケジュール・工程表、②サイト画面の構成資料・サイトマップを印刷したもの、③Webサイト各ページを印刷したもの（リニューアルはリニューアル前後両方添付） (4) 販売プロモーション・ブランディング（実施内容や成果などが記載された委託先からの報告書等） ・ 請求書 ・ 銀行振込確認書（銀行口座から振り込まれたことが確認できる書類）

経費の区分	内 容
印刷製本費	【対象】 1. チラシやパンフレット等の製作費（企画、デザイン等含む） 2. 印刷製本費 【要件】 1. チラシやパンフレット等の製作 （1）プロジェクト実施のために必要と認められる部数とすること。 （2）受払簿を作成し、受払の都度受払数量を明確にし、整理保管すること 〔補助期間内に使用（配布）したもののみが補助対象〕 【必要書類】 ・見積書・料金表 ・発注書（契約書） ・納品書 ・成果物（チラシやパンフレットの場合は現物1部、ポスターの場合は掲示した写真） ・請求書 ・銀行振込確認書（銀行口座から振り込まれたことが確認できる書類） ・受払簿（使用状況が確認できるもの）
その他経費	前記に示した経費以外に、当プロジェクトにおいて、特に必要と考えられる経費。 【要件】 1. プロジェクトを推進するために特に必要な経費と認められるもの 2. 税込100万円以上になる場合には、自社ホームページ等で公募を行うこと 【必要書類】 ・見積書・料金表 ・選定理由書 ・発注書（契約書） ・納品書 ・請求書 ・銀行振込確認書（銀行口座から振り込まれたことが確認できる書類） ・成果物、報告書※ ・写真等※ ※必須書類ではありませんが、場合により提出を求めることがあります。
その他 全費目共通の 留意事項	・口座振込の支払いであること。 ※現金支払が認められる場合。 1) 旅費は、ホテル宿泊費やインターネットで購入する物品やサービスの支払い。 2) 口座振込できない事情があり、現金支払に妥当性がある場合。 ※法人クレジットカード支払が認められる場合（妥当性があること。） 1) 法人クレジットカードであること。 2) 旅費（ホテル宿泊費やインターネットで購入する物品やサービスの支払いに対して）のみ 3) 法人クレジットカードの口座引落日が補助期間内であること。 4) 法人クレジットカード会社が発行する請求明細の写しと、法人クレジット会社への支払いが記載された通帳の写しなどを証憑類として添付すること。 ※法人デビットカード支払が認められる場合（個人事業主含む）（妥当性があること。） ※但し個人事業主の場合、個人事業主（代表者）本人の名義のクレジットカードのみ使用を認める。費用の精算時には、クレジット会社が発行する補助事業者名の宛名が記載された請求明細の写しと、クレジット会社への支払いが記載された通帳の写しを証憑書類として添付する。なお、

経費の区分	内 容
	クレジットカードで支払った場合、カード会社からの引き落とし日を支払日とするので、補助対象期間内であるか注意する。 1) 支払額、支払先が特定できること。 ・インターネットでの調達が認められる場合(経済性及び合理性があること) 「商品の説明画面」、「注文確定画面」、「注文確認メール」及び「発送完了メール」等のショッピングサイト運営者から送付される全てのメールを添付すること。 ・税込 100 万円以上の調達については、公募によること。 ・発注先が個人事業者の場合、必要に応じて源泉徴収を行い、所管税務署等へ納付すること（源泉徴収義務に該当するものについて。）。また、納付による証憑書類は、経費検査資料として添付すること。

(注) 本事業における利益等排除について

「7. 本事業における利益排除について」（21 ページ）を参照。

(7) 国内外のエリア別費用上限額

① 国内宿泊費上限額

単位：円（税込）

地方 区分	都道府県	地域	宿泊費上限額 （1夜当たり）
甲地方	埼玉県	さいたま市	10,900
	千葉県	千葉市	
	東京都	特別区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小金井市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市	
	神奈川県	横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市 三浦郡葉山町	
	愛知県	名古屋市	
	京都府	京都市	
	大阪府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 和泉市 箕面市 高石市 東大阪市	
	兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市	
	福岡県	福岡市 北九州市	
乙地方	甲地方以外の地域		9,800

注）上記の宿泊費は税込金額ですが、申請書作成の際は、税抜金額にして記載してください。

② 海外宿泊費上限額

単位：円

目的地	宿泊費上限額（1夜当たり）
指定都市	19,300
甲地方	16,100
乙地方	12,900
丙地方	11,600

指定都市・・・シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、
ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド
及びアビジャン

甲地方・・・北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域
以外の地域で、財務省令で定める地域

乙地方・・・アジア地域（本邦を除く）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域と
して財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で、財務省令で定め
る地域

丙地方・・・指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く）

4. 応募方法・提出資料

(1) 提出資料

以下の申請書類、添付資料等を提出して頂きます。（手書きは不可ですが、ページ番号のみ手書きも可とします。）

なお、連携体の構成員についても、会社の登記簿謄本等の添付書類等を提出する必要があります。

	申請書類一式 正本 1 部（片面印刷）	副本14部 （両面印刷）
確認書類	提出	不要
申請書類	提出	提出
添付資料	提出	不要
その他	任意	任意

【確認書類】

＜法人の場合＞

- ① 申請書類チェックシート（法人用）

＜個人事業主の場合＞

- ① 申請書類チェックシート（個人用）

【申請書類（法人・個人事業主共通）】

- ② プロジェクト概要書
- ③ 申請書（第1号様式）
- ④ 企業概要書（別紙1）
- ⑤ 事業計画書（別紙2）
- ⑥ 補助事業対象経費（別紙3）
- ⑦ 収支計画書（別紙4）

③から⑦までの申請書類は、通しページ番号を中央下に記入してください。

※連携企業についても、別紙 1-1～1-4 を提出してください。

【添付資料】

＜法人の場合＞ ※連携企業全社提出が必要な書類（⑧～⑪）

- ⑧ 会社の登記簿謄本（原本）（履歴事項全部証明書）

※発行日が令和5年4月14日以降のものに限る。

- ⑨ 会社の定款（写し）

- ⑩ 納税証明書（原本）

※発行日が令和5年4月14日以降のものに限る。

※直近の年度に未納がないことを確認するため以下の書類を提出してください。

ア 直近の「法人税及び消費税及地方消費税」

（証明書の種類：「その3の3」）→ 国税

イ 法人事業税・法人県民税 → 県税

ウ 法人市町村民税の納税証明書 → 市町村税

- ⑪ 直近3カ年の決算書（損益計算書、貸借対照表、販売管理費の内訳、製造原価報告書等、労働生産性を算出するために労務費や人件費の内訳がわかる資料）

※創業・設立から1年未満の事業者は、直近試算表を提出すること。

⑫ 補助対象経費積算根拠資料（見積書等）

※見積書を取得できない場合は、その金額の妥当性が把握できる資料（ホームページに掲載された料金表等）を添付してください。

⑬ 令和5年度企業連携体協定書

⑭ 申請書類のデータを格納した電子媒体（CD-R、DVD-Rなど）：1つ。

（※申請に係る書類及び電子媒体は返却いたしません。電子媒体をUSBメモリー等で提出した場合も、返却しませんのでご注意ください。pdfファイルは原則不可とします。またWindowsパソコンで文字化け等がなく、使用可能であることを確認したうえで提出してください。）

＜個人事業主の場合＞ ※連携企業全社提出が必要な書類（⑧～⑩）

⑧ 開業届（写し）証明

⑨ 納税証明書（原本）

※発行日が令和5年4月14日以降のものに限る。

※直近の年度に未納がないことを確認するため以下の書類を提出してください。

ア 直近の「所得税及び復興特別所得税及び消費税及地方消費税」

（証明書の種類：「その3の2」）→国税

イ 個人事業税 → 県税

ウ 市町村県民税の納税証明書 → 市町村税

⑩ 直近3カ年の確定申告書（損益計算書、貸借対照表、販売管理費の内訳、製造原価報告書等、労働生産性を算出するために労務費や人件費の内訳がわかる資料）

※創業・設立から1年未満の事業者は、直近の収支内訳がわかる書類を提出すること。

⑪ 補助対象経費積算根拠資料（見積書等）

※見積書を取得できない場合は、その金額の妥当性が把握できる資料（ホームページに掲載された料金表等）を添付してください。

⑫ 令和5年度企業連携体協定書

⑬ 申請書類のデータを格納した電子媒体（CD-R、DVD-Rなど。）：1つ。

（※申請に係る書類及び電子媒体は返却いたしません。電子媒体をUSBメモリー等で提出した場合も、返却しませんのでご注意ください。pdfファイルは原則不可とします。またWindowsパソコンで文字化け等がなく、使用可能であることを確認したうえで提出してください。）

【その他】

申請補足資料（任意様式、会社案内、製品等のパンフレット）があれば添付してください。

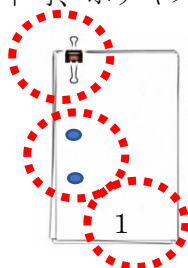
*参考：取得機関

所 管	法人の場合	個人事業主の場合
税務署（国税）	法人税	所得税及び復興特別所得税
県税事務所（県税）	法人事業税、法人県民税	個人事業税
市町村税事務所（市町村税）	法人市町村民税	市町村県民税

※電子媒体に格納する①～⑦の書類はExcelブック1ファイルになりますが、そのファイル名は必ず以下の例のとおり企業名をつけてください。（ファイル拡張子は省略しています。）

例：「株式会社産業振興公社」の場合→ファイル名⇒ 申請書（産業振興公社）

※正本・副本ともに左側に縦2穴で穴を開け、部単位でダブルクリップ止めしてください
(ゼムクリップ不可、ホチキス止め不要、ファイルつくり不要)。



- ・ダブルクリップ止め
- ・縦2穴
- ・ページ番号

※申請書類、添付資料は全てA4サイズとし、A4サイズでない場合は、申請書類の受付ができません。コピー・貼付けする等A4サイズ統一での提出をお願いします。

※正式な申請書類は、沖縄県産業振興公社HPからダウンロードできます。

<https://okinawa-ric.jp/5-4.html>

(2) 事前相談期間

令和5年4月7日(金)～令和5年5月16日(火)

受付時間 9:00～17:15 ※月曜～金曜（祝祭日を除く）、昼休憩 12:00～13:00 を除く

(3) 事前相談について

事前相談は、本事業担当の公社専門コーディネーター等が申請企業の経営課題に対する的確性や有効性、プロジェクト内容（各企業の課題が明確で、企業が連携することで「稼ぐ力」の強化につながるか等）の相談に応じます。

また、既に作成された申請書をもとに、経営課題、プロジェクトの内容、スケジュール、必要経費の整合性等について、プロジェクトの実現性を高めるようアドバイスを実施します。

なお、1回あたりの相談時間はプロジェクト1件あたり1時間程度とさせていただきます。

※事前相談（電話相談を含む）は、必ず電話にて公社担当までご連絡の上、面談予約をお取りください（メールでの予約は不可）。予約がない場合は、電話による事前相談であっても対応いたしかねますので、予めご了承ください。

(4) 申請受付期間

令和5年5月10日(水)～令和5年5月19日(金)

受付時間 9:00～17:15（昼休憩 12:00～13:00 を除く）

※最終日の5月19日(金)は15:00で締め切ります。

最終日は、混雑が予想されますので、時間に余裕をもって提出してください。

(注1) 書類に不備等がある場合は、審査の対象となりません。申請書類を必ず確認してから提出してください。

(注2) 郵送の場合でも、申請受付期間の締切までに到着したものに限りします。

(注3) 期限を過ぎてからの提出、差替えは受け付けませんので、期限に余裕を持って提出してください。

(注4) F A X 及びメールによる提出は受け付けません。

(注5) なお、提出された書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 申請に関する注意

- ① 当該事業に申請したプロジェクト内容で国、公共団体、またはそれらに準ずる公的補助制度による補助（委託事業を含む）を受けている場合、本補助金の審査の対象から除外され、採択や決定は取り消されます。
- ② 交付が決定されても、補助金交付額は、プロジェクト終了後の確定検査の結果により、申請額と異なる場合があります。
- ③ 補助金が申請者に支払われるのは、中間検査後と確定検査後になります。（事前の支払いはありません。）
- ④ 補助金が交付決定された場合は、申請者の企業名、プロジェクトの内容などを一般（新聞、ホームページ等）に公表することがあります。
- ⑤ 本事業の成果を事業終了後、成果報告会や事例集で公表することを予定しております。
- ⑥ 事業終了後の動向や波及効果等について、フォローアップ評価（追跡調査）を行うことがあります。
- ⑦ 当該プロジェクトにより取得した成果物に関する産業財産権は、県に届け出る必要があります。当該産業財産権による収益が生じたときは、県に収益状況報告書を提出し、県への報告に基づき相当の収益を生じたと認められるときには、当該申請事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させる場合があります。
- ⑧ 補助金に係る経理について、証憑類を整理し、かつこれらの書類を事業期間の終了年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。

(6) 提出及び問い合わせ先

稼ぐ企業連携支援事業 事務局

公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課

担当：廣瀬、屋比久、岸本、仲嶺、花谷

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地 1

TEL：098-859-6236 FAX：098-859-6233

E-mail：renkei@okinawa-ric.or.jp

5. 審査及び補助金の交付決定

(1) 審査の流れ

① 一次審査（要件審査、書類審査）

対象要件、プロジェクトの申請内容に関する審査を行います。

※一次審査の結果は6月末までに通知します。

② 二次審査（外部有識者による審査会）

外部有識者による審査会にて申請プロジェクトの審査を行います。

二次審査では、申請者のプレゼンによるプロジェクトの評価を行います。

※応募件数によって変更になる可能性もあります。

※二次審査の結果は7月中旬までに通知します。

なお、上記審査は非公開で行いますので、審査結果や、審査の経過等に関する問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承の上、申請してください。

(2) 審査基準

主に以下の項目を重点的に評価し、総合的な審査を行います。

- ① 企業連携により収益力や生産性の向上に繋がっているか
- ② プロジェクトの有効性
- ③ プロジェクトの実現性
- ④ プロジェクトの計画性（一貫性、費用対効果、補助金の積算の妥当性等）
- ⑤ プロジェクトの市場性や成長性
- ⑥ プロジェクトの推進能力および体制
- ⑦ 県内の地域・産業等に対する域内経済の循環の促進・波及効果
- ⑧ 連携体制の意義、機能性（役割、体制）など

※「沖縄県所得向上応援企業認証制度」に認証された企業は、加点対象といたします。

(3) 審査結果の通知と本申請

審査結果（採択の可否）については、上記の審査の流れを経て、公社から申請者に通知します。

プロジェクトの採択通知を受けた申請者は、県から補助金の交付決定を受けるために、改めて県へ補助金交付申請書（本申請）を提出しなければなりません。申請書を提出した後、県の最終手続を経た上で、県は正式に補助金の交付決定を書面により通知いたします。

(4) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰金の適用などを行うことがあります。

6. 納税証明書の取得機関

【税務署（国税）】※納税証明書は申告・納税を行っている税務署にて取得できます。他の税務署では取得できません。

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号
石垣	907-8502	石垣市字登野城 8 番地	0980-82-3074
沖縄	904-2193	沖縄市東 2 丁目 1 番 1 号	098-938-0031
北那覇	901-2550	浦添市宮城 5 丁目 6 番 12 号	098-877-1324
名護	905-8668	名護市東江 4 丁目 10 番 1 号	0980-52-2920
那覇	900-8543	那覇市旭町 9 番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101
宮古島	906-8601	宮古島市平良字東仲宗根 807 番地の 7	0980-72-4874

【県税事務所（県税）】※納税証明書は申告・納税を行っている県税事務所にて取得できます。

他の県税事務所では取得できません。

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
那覇県税事務所	900-0029	那覇市旭町 116-37(沖縄県南部合同庁舎 2・3F)	098-867-1066
コザ県税事務所	904-2155	沖縄市美原一丁目 6 番 34 号(沖縄県中部合同庁舎 1 階)	098-894-6500
名護県税事務所	905-0015	名護市大南一丁目 13 番 11 号(沖縄県北部合同庁舎 1 階)	0980-52-2824
宮古事務所県税課	906-0012	宮古島市平良字西里 1125(沖縄県宮古合同庁舎 1 階)	0980-72-2553
八重山事務所県税課	907-0002	石垣市字真栄里 438-1(沖縄県八重山合同庁舎 1 階)	0980-82-3045

【市役所・町村役場（市町村税）】※納税証明書は申告・納税を行っている市町村にて取得できます。

他の市町村では取得できません。

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
那覇市	900-8585	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号	098-862-9903
宜野湾市	901-2710	宜野湾市字野嵩 1 丁目 1 番 1 号	098-893-4411
石垣市	907-8501	石垣市真栄里 672	0980-82-9911
浦添市	901-2501	浦添市字安波茶 1 丁目 1 番 1 号	098-876-1234
名護市	905-8540	名護市港一丁目 1 番 1 号	0980-53-1212
糸満市	901-0392	糸満市潮崎町 1 丁目 1 番	098-840-8111
沖縄市	904-8501	沖縄市仲宗根町 26 番地 1	098-939-1212
豊見城市	901-0292	豊見城市宜保一丁目 1 番地 1	098-850-0024
うるま市	904-2292	うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号	098-974-3111

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
宮古島市	906-8501	宮古島市平良字西里 1140 番地	0980-72-3751
南城市	901-1495	南城市佐敷字新里 1870 番地	098-917-5309
国頭村	905-1495	国頭村字辺土名 121 番地	0980-41-2101
大宜味村	905-1392	大宜味村字大兼久 157 番地	0980-44-3001
東 村	905-1292	東村字平良 804 番地	0980-43-2201
今帰仁村	905-0492	今帰仁村字仲宗根 219 番地	0980-56-2101
本部町	905-0292	本部町字東 5 番地	0980-47-2101
恩納村	904-0492	恩納村字恩納 2451 番地	098-966-1200
宜野座村	904-1392	宜野座村字宜野座 296 番地	098-968-5111
金武町	904-1292	金武町字金武 1 番地	098-968-2111
伊江村	905-0592	伊江村字東江前 38 番地	0980-49-2001
読谷村	904-0392	読谷村字座喜味 2901 番地	098-982-9200
嘉手納町	904-0293	嘉手納町字嘉手納 588 番地	098-956-1111
北谷町	904-0192	北谷町字桑江 226 番地	098-936-1234
北中城村	901-2392	北中城村字喜舎場 426 番地 2	098-935-2233
中城村	901-2493	中城村当間 585 番地 1	098-895-2131
西原町	903-0220	西原町字与那城 140 番地の 1	098-945-5011
与那原町	901-1392	与那原町字上与那原 16 番地	098-945-2201
南風原町	901-1195	南風原町字兼城 686 番地	098-889-4415
渡嘉敷村	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地	098-987-2321
座間味村	901-3496	座間味村字座間味 109 番地	098-987-2311
栗国村	901-3792	栗国村字東 367 番地	098-988-2016
渡名喜村	901-3692	渡名喜村 1917 番地 3	098-989-2002
南大東村	901-3895	南大東村字南 144 番地 1	09802-2-2001
北大東村	901-3992	北大東村字中野 218 番地	09802-3-4001
伊平屋村	905-0793	伊平屋村字我喜屋 251 番地	0980-46-2001
伊是名村	905-0695	伊是名村字仲田 1203 番地	0980-45-2001
久米島町	901-3193	久米島町字比嘉 2870 番地	098-985-7121
八重瀬町	901-0492	八重瀬町字東風平 1188 番地	098-998-2200
多良間村	906-0692	多良間村字仲筋 99 番地 2	0980-79-2011
竹富町	907-8503	石垣市美崎町 11 番地 1	0980-82-6191
与那国町	907-1801	与那国町字与那国 129 番地	0980-87-2241

7. 本事業における利益等排除について

本補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達または関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（４）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条（大蔵省令第５９号）で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身（代表企業、連携企業）
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）
- （４）企業連携において、過年度の連携体に属している会社

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

申請書類チェックシート(法人用)

※提出書類について記入漏れがないか、全ての□をチェックのうえ提出して下さい。

稼ぐ企業連携支援事業 補助上限900万円 補助率9/10

代表企業：株式会社沖縄県産業振興

プロジェクト名： 海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト	書類の綴り順	ページ番号	電子媒体への格納
☐ 申請書類チェックシート（本用紙）	1		
☐ 申請書類のデータを格納した電子媒体（CD-R、DVD-R、USBメモリー等）		—	—
●申請書類（法人・個人事業主共通資料） 〔提出部数：正本1部（片面印刷）・副本14部（両面印刷）〕			
☐ プロジェクト概要書・イメージ	2		(本Excel)
☐ 申請書 第1号様式（審査会用）	3	必要	(本Excel)
☐ 企業概要書（別紙1-1～1-4） ※代表企業・連携企業全社分	4	必要	(本Excel)
☐ 事業計画書（別紙2-1～2-3）	5	必要	(本Excel)
☐ 補助事業対象経費（別紙3-1～3-2）	6	必要	(本Excel)
☐ 収支計画書（別紙4）	7	必要	(本Excel)
●添付資料〔提出部数:正本1部〕 ※代表企業・連携企業全社分			
☐ 会社の登記簿謄本（原本：履歴事項全部証明書） ※発行日が令和5年4月14日以降のもの	8		
☐ 会社の定款（写し）	9		
☐ 納税証明書（原本） ※発行日が令和5年4月14日以降のもの			
ア 直近の法人税「その3の3」	10		
イ 法人事業税・法人県民税	11		
ウ 法人市町村民税の納税証明書	12		
☐ 直近3カ年の決算書（損益計算書、貸借対照表、販売管理費の内訳、製造原価報告書等、労働生産性を算出するために労務費や人件費の内訳がわかる資料）	13		
☐ 補助対象経費積算根拠資料（見積書等）	14		
☐ 企業連携体協定書 ※両面印刷して押印	15		
●任意添付資料〔提出部数:正本1部・副本14部〕			
☐ その他補足説明資料 （プロジェクト計画詳細資料、会社案内、製品等のパンフレット）	16		
●その他確認事項			
☐ 申請書は、全てA4サイズか？			
☐ 中央下に通しページ番号を表記しているか？			
☐ 正本・副本を1部ずつダブルクリップ止めしているか？			
☐ 全ての書類に左2穴パンチを行っているか？			
☐ ステープル(ホチキス)を使用していないか？（登記簿注意）			
☐ 提出電子媒体に社名を記入しているか？			
※ 添付資料については、申請企業、連携企業全社分必要となります。			
※ 提出いただいた申請書類、電子媒体は返却いたしませんので、ご了承下さい。			
※ A4サイズでない場合は、コピーする等A4サイズ統一での提出をお願いします。			
事務局記入欄（※記入しないでください）		特記事項	

申請書類チェックシート(個人用)

※提出書類について記入漏れがないか、全ての□をチェックのうえ提出して下さい。

稼ぐ企業連携支援事業 補助上限900万円 補助率9/10

代表事業主：株式会社沖縄県産業振興

プロジェクト名： 海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト	書類の綴り順	ページ番号	電子媒体への格納
☐ 申請書類チェックシート（本用紙）	1		
☐ 申請書類のデータを格納した電子媒体（CD-R、DVD-R、USBメモリー等）		—	—
●申請書類（法人・個人事業主共通資料） 〔提出部数：正本1部（片面印刷）・副本14部（両面印刷）〕			
☐ プロジェクト概要書・イメージ	2		(本Excel)
☐ 申請書 第1号様式（審査会用）	3	必要	(本Excel)
☐ 企業概要書（別紙1-1～1-4） ※代表事業主・連携企業全社分	4	必要	(本Excel)
☐ 事業計画書（別紙2-1～2-3）	5	必要	(本Excel)
☐ 補助事業対象経費（別紙3-1～3-2）	6	必要	(本Excel)
☐ 収支計画書（別紙4）	7	必要	(本Excel)
●添付資料〔提出部数:正本1部〕 ※代表企業・連携企業全社分			
☐ 開業届（写し）	8		
☐ 納税証明書（原本） ※発行日が令和5年4月14日以降のもの			
ア 直近の所得税及び復興特別所得税「その3の2」	9		
イ 個人事業税	10		
ウ 市町村県民税の納税証明書	11		
☐ 直近3カ年の税務申告書（損益計算書、貸借対照表、販売管理費の内訳、製造原価報告書等、労働生産性を算出するために労務費や人件費の内訳がわかる資料）	12		
☐ 補助対象経費積算根拠資料（見積書等）	13		
☐ 企業連携体協定書 ※両面印刷して押印	14		
●任意添付資料〔提出部数:正本1部・副本14部〕	15		
☐ その他補足説明資料 （プロジェクト計画詳細資料、会社案内、製品等のパンフレット）			
●その他確認事項	16		
☐ 申請書は、全てA4サイズか？			
☐ 中央下に通しページ番号を表記しているか？			
☐ 正本・副本を1部ずつダブルクリップ止めしているか？			
☐ 全ての書類に左2穴パンチを行っているか？			
☐ ステープル(ホチキス)を使用していないか？			
☐ 提出電子媒体に社名を記入しているか？			
※ 添付資料については、代表事業主、連携企業全社分必要となります。			
※ 提出いただいた申請書類、電子媒体は返却いたしませんので、ご了承下さい。			
※ A4サイズでない場合は、コピーする等A4サイズ統一での提出をお願いします。			
事務局記入欄（※記入しないでください）		特記事項	

稼ぐ企業連携支援事業 プロジェクト概要書				申請年(補助率)	新規9/10	
代表企業名	株式会社沖縄県産業振興			事業費	12,800 千円	
プロジェクト名	海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト			内補助金申請額	9,000 千円	
連携企業	有限会社新菓子流通					
過去3か年の財務状況(代表企業)				過去3か年の財務状況(連携企業)		
	2020年 12月期	2021年 12月期	2022年 12月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期
売上高(千円)	60,796	66,876	68,980	607,969	668,766	689,800
営業利益(千円)	5,549	5,882	5,882	32,943	38,883	41,268
経常利益(千円)	5,237	5,551	5,001	23,040	25,897	27,809
自己資本(千円)	19,884	25,051	30,528	59,884	71,394	84,191
従業員数(人)	15	16	16	19	19	21
付加価値額	40,465	42,893	42,940	67,859	75,894	78,279
労働生産性	2,698	2,681	2,684	3,572	3,994	3,728

※詳細は、別紙 1-1～1-4(企業概要書、3ヶ年財務状況、金融状況、他の公的事業・制度状況)

■ プロジェクト概要

現 状	No.	課 題	補足データ
昨年新商品を市場投入	1	利益率の低下	売上は伸びているが営業利益率が低下(8.795%→8.527%)
	2	昨年投入した新商品が未だ市場定着していない	前年度販売計画達成率94%
	3	商品品質の良さをアピールできていない	2022年度実施Webアンケート結果より
販売事業者(卸)が1社のみ	4	県内販売箇所がまだ少ない	卸1社の取引先(37店舗)のみ取り扱い中
	5	販売事業者の拡充	同上

経営戦略・ビジョン	株式会社沖縄県産業振興では、沖縄県の菓子業界のリーディングカンパニーとなることを目指している。平成からの沖縄の菓子は観光を意識し、県産素材や南国イメージが先行して国内観光の沖縄ブームに傾向していたが、インバウンド客の増加により、沖縄ブームからJapanのリゾート感が強くなっている。当社はリゾートを堪能する本物志向の消費者に対して本物志向の菓子・スイーツを提供していく。必然的に味へのこだわりが重要となるため、他社土産とは一線を画す取り組みとなる。本物志向＝高級志向とは必ずしもならないので、多くの方楽しんでいただける価格帯の商品を追求していく方針である。本プロジェクトでは、有限会社新菓子流通を販売総代理店として「製販一元化」の協業することで沖縄の新しいヒット商品を作り上げていく。
-----------	--

事業的概要	昨年度開発した新商品、チョコレート、タルト菓子、クッキーの3アイテムの販売強化活動に取り組む。これらの菓子は沖縄観光の土産品として開発したものであるが、スイーツのような高品質菓子で、従来品とは異なる商品コンセプトとなっている。そのため、魅力の伝え方が重要であり、ターゲットへの丁寧な説明を伴う商談に取り組んで行く。
-------	---

申請年度の取組み	計画No.	計画項目	計画概要	課題No.	目標項目(CSF(重要成功要因))	目標値(KPI(重要業績評価指標))	
	①	商品認知度向上のためのプロモーション	県内展示会に出展し、卸へのアプローチを行う	1～5	新商品の周知(SNS広告)	インプレッション数	10,000
			ターゲット顧客との商談会として企画する	1～5	新商品の周知(イベント)	展示会出展回数	1
	②	県内食品卸、土産物取扱店の販路開拓	訪問営業による商談推進	4、5		主催イベント回数	3
			ホームページの拡充	4	新商品による新規顧客の獲得	訪問営業企業数	60
			チラシ・パンフブックの制作	2、3			
			SNS広告の実施	1～3			
					事業費及び内訳(千円)		
					科目名	総事業費	補助対象額
					研究開発費	3,170	2,536
					広告宣伝費	5,000	4,000
					調査費	1,200	960
					上記以外の経費	3,430	2,744
					合 計	12,800	9,000

※詳細は、別紙 2-1～2-3、別紙 3、別紙 4(事業計画書、プロジェクト体制、実施スケジュール、補助対象経費、収支計画書)

■ プロジェクトのポイント(商品・サービスイメージ、販売方法、コスト削減方法、業務効率化方法等を図表を活用して記載)

□商品・サービスのイメージ、コスト削減方法、業務効率化方法等 昨年度本事業で開発した「チョコレート」、「タルト菓子」、「クッキー」。各々には沖縄県の特産であるフルーツの果肉を使用し、インバウンド向けに沖縄紋様を用いたパッケージデザインにしている。高級感のあるお土産品として販売していく。 □対象顧客、対象地域、市場ニーズ、市場規模 県内食品卸、土産物取扱店を対象として販路開拓を行う。これは当社商品の最終消費者は観光客が中心のため、観光客が土産や沖縄土産を購入する店舗への流通網を持っている企業を獲得する。 □競合他社との差別化要素(連携して稼いでいくために、どのような顧客の需要に対して、どのような価値を提供できるか。) 他社の同一ジャンルの観光土産は、南国色、県産果実の使用等のイメージを重視し、所謂、安価なパラマキ型土産が多い。反面当社商品は「土産用菓子」ではなく「おみやげスイーツ」として味、品質にこだわっている。そのため”大切な人へのお土産”を前面に出すことで他社との違いを明確にしてい。有限会社新菓子流通は、全国との流通網を持っており、そのチャネルを使って、大切な人へのお土産を届けたい顧客への販路を拡大していく。	□上記の課題を解決して収益を上げるため、連携体構成企業がどのような役割で連携してプロジェクトを実施していくか。 本プロジェクトでは、両者の強みを活かし、沖縄県産フルーツ使用のお土産を全国の観光客に向けて販売していく。株式会社沖縄県産業振興は、自社農園とHACCP認証製造ライン保有しており、安定した製造体制を持っている。有限会社新菓子流通は、全国と繋がっている流通網が強い。代表企業が製造・販売、連携企業は代表企業の商品を全国の卸先への取引拡大を行い、連携してプロジェクトを推進する。 □プロジェクトの実施が収益力向上や生産性向上などにどのように繋がるのか 株式会社沖縄県産業振興にとっては、弱かった販売力が得られて全国にお土産品を販売できる。それにより現状の売上額を5倍にすることを目指している。有限会社新菓子流通では、品質の良い高級スイーツ商品を販売できることから新たな顧客確保に繋がる。これにより現状の売上額を5倍にすることを目指している。 □プロジェクトの効果 県内で開催される食品展示会に出展する。他社も多く出展する展示会に出展することで、当社商品の新しさ、おいしさ、収益力をPRし、対象顧客へのインパクトのある意識付けを狙う。
--	--

※印刷時に1枚(A4)に収まるように記入してください。※行の追加・削除はしないでください。

稼ぐ企業連携支援事業 プロジェクト概要					■新規9/10
プロジェクト名	海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト			事業費	12,800千円
代表企業	株式会社沖縄県産業振興	連携企業	有限会社新菓子流通	うち補助金申請額	9,000千円

■現状と課題

・観光土産品としての商品ラインナップが不足しているという現状から、インバウンド需要獲得の目的のため、昨年度新商品4品目の開発から販売までを行い、売上4,900千円、営業利益1,178千円の成果を得た。

しかし、ECサイト構築の遅れにより、販売目標は未達であった。

・現在、商品を市場に投入したばかりの状況で、新商品のPRが不足している。

・県内取扱を増やすため、県内卸売業者への営業や新商品の販路が不足している。

・食材高騰や労務コスト上昇のため、営業利益率が低下している。

■事業の目的

・販売目標達成のため、商品の魅力を的確に伝え、ターゲットへの丁寧な説明を伴う商談に取り組む。

・新商品のPRのため、販売代理店を増やすことで取り扱い小売店の拡充を狙う。

・新商品の販路拡大のため、最終的には新商品を媒介とした参画企業のサプライチェーン化を目指す。

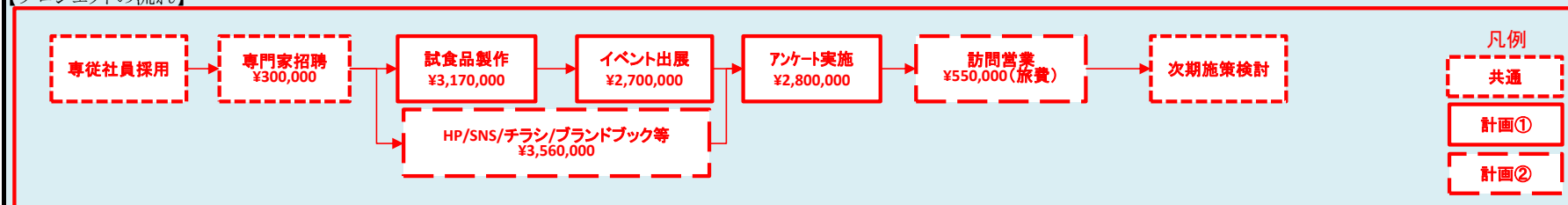
・営業利益率向上のため、重複無駄を排除し、高収益な商流、物流モデルを構築する。

■事業内容(今年度の実施内容)

【計画①】商品認知度向上のためのプロモーション（→昨年の反省からプロモーションの強化を図り、商品認知度の向上、消費者への購入の意識付けを狙う）(広告宣伝費)

【計画②】県内食品卸、土産物取り扱い店の販路開拓（→取扱店増強を目的として展示会出展、訪問営業を実施する。）(広告宣伝費、旅費)

【プロジェクトの流れ】



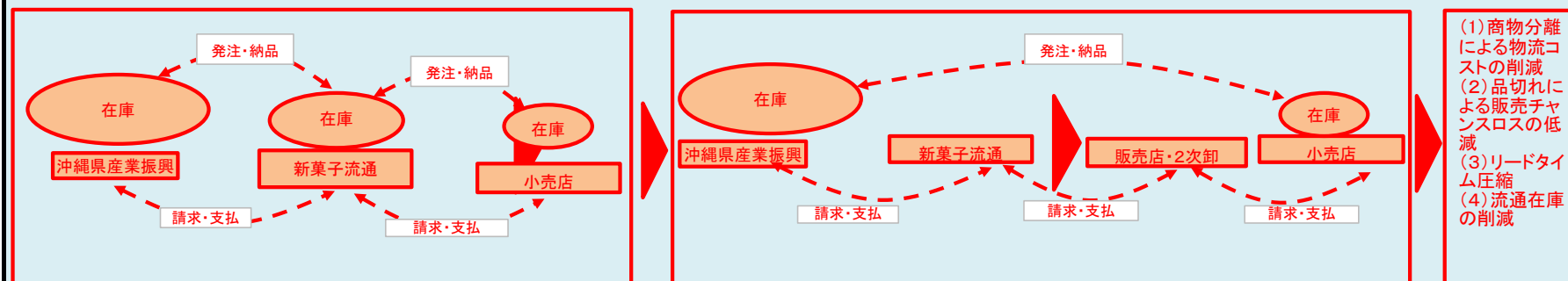
【連携体構成企業の役割と連携の狙い】

本年度事業では沖縄県産業振興、新菓子流通の会社の壁を取り払い共同で各取り組みを実施する。プロジェクト完遂後は製販連携によるサプライチェーンの構築を意図している。

<現状>

<実施後>

<成果>



主たる成果指標	顧客獲得数	実施前	0社	実施後 (1年目目標値)	10社	実施後 (2年目目標値)	15社	実施後 (3年目目標値)	20社
---------	-------	-----	----	-----------------	-----	-----------------	-----	-----------------	-----

第1号様式

令和5年 5月19日

公益財団法人沖縄県産業振興公社
理事長 殿

稼ぐ企業連携支援事業 企業連携体

【申請者】 〒9001-0152

住所：沖縄県那覇市字小禄1831番地1

沖縄産業支援センター401号

会社名：株式会社沖縄県産業振興

代表者名： 代表取締役 沖縄 太郎

電話番号：098-859-××××

令和5年度 稼ぐ企業連携支援事業 申請書(新規審査用)

稼ぐ企業連携支援事業について、下記のとおり関係書類を添えて提案致します。

－ 記 －

(申請事業)

稼ぐ企業連携支援事業(補助上限額900万円)

■ 新規

補助率 9/10

プロジェクト名

海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト

補助金申請額

¥9,000,000

連携企業名

有限会社新菓子流通

(確認書類)

①申請書類チェックシート

(申請書類)

②プロジェクト概要書・イメージ

③申請書 第1号様式

④企業概要書(別紙1)

⑤事業計画書(別紙2)

⑥補助事業対象経費(別紙3)

⑦収支計画書(別紙4)

(添付書類)

⑧会社の登記簿謄本(開業届)

⑨会社の定款(写し)

⑩法人税、法人事業税、法人住民税
(国税・県税・市町村税)の納税証明書

⑪直近1ヶ年の決算書(申告書B)
(損益計算書、貸借対照表、その他)

⑫補助対象経費積算根拠資料

⑬令和5年度企業連携体協定書

(その他書類)

⑭申請書類のデータを格納した電子媒体
会社案内等のパンフレット

当事業やプロジェクトに必要な資料 等

企業概要書(代表企業)

企業名	株式会社沖縄県産業振興									
代表者	役職	代表取締役	ふりがな	おきなわ たろう						
			氏名	沖縄 太郎						
本社所在地	〒 9 0 1 - 0 1 5 2		電話番号		098-859-××××					
	沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター401号									
業種	食品製造業									
事業内容	沖縄食材を使用した菓子、スイーツの製造・販売									
資本金	10,000 (千円)			従業員数	20 人(内非正規: 10)					
設立年月	西暦 2000 年 1 月			決算月	12 月					
株主構成	株主名	関係	比率	売上構成	製品・サービス名		比率			
	沖縄 太郎	代表取締役	60.0 %		菓子	100.0 %				
	沖縄 次郎	取締役	30.0 %			%				
	琉球 花子	代表者の妻	10.0 %			%				
	その他		%		その他	%				
			%			%				
主要販売先	会社名		製品・サービス名	比率	主要仕入先	会社名		製品・サービス名	比率	
	A社		菓子	40.0 %		E社		食材	60.0 %	
	B社		"	15.0 %		F社		調味料	10.0 %	
	C社		"	15.0 %		G社		包材	15.0 %	
	D社		"	15.0 %					%	
	その他			15.0 %		その他			15.0 %	
	合計		100.0 %	合計		100.0 %				
(1) 企業等の沿革(創業の経緯、資本金・事業の推移)										
2000年 1月 資本金1,000万円で那覇市に創業				年 月						
2003年 4月 HACCP認証工場設立				年 月						
2010年 1月 大阪支店開設				年 月						
(2) 自社の主力商品・サービスの内容										
《菓子類》 「琉球固焼せんべい」 「琉球紅イモせんべい」 《スイーツ類》 「小禄紅イモアイス」 「小禄紅イモパフェ」										
(3) 経営状況と見通し										
創業融資を2000年3月に受け、2007年に返済完了してからは無借金経営を行っている。 「琉球固焼せんべい」が創業時より毎年3～10%の売上増を続け当社の主力商品となっているものの、2013年より横ばいの状態。 現在は確実に経常利益を生み出せてはいるが、今後に不安がある。 利益が出ている今のうちに次のヒット商品を開発し、創業時のような右肩上がりの経営にシフトして行きたい。										

企業概要書(連携企業)

企業名	有限会社新菓子流通						
代表者	役職	代表取締役	ふりがな	りゅうきゅう たろう			
			氏名	琉球 太郎			
本社所在地	〒 9 0 3 - 0 8 0 4		電話番号	098-885-××××			
	沖縄県那覇市字首里石嶺町〇丁目〇番地〇号						
業種	卸売業						
事業内容	冷蔵、冷凍、常温の3温度帯の保管倉庫を保有。県産食品を主に県外に出荷している。						
資本金	50,000 (千円)		従業員数	33 人(内非正規: 0)			
設立年月	西暦 1990 年 4 月		決算月	3 月			
株主構成	株主名	関係	比率	売上構成	製品・サービス名	比率	
	琉球太郎	代表取締役	70.0 %		食品販売	70.0 %	
	琉球一郎	会長	30.0 %		保管・輸配送	30.0 %	
			%			%	
			%			%	
	その他		%		その他	%	
		合計	100.0 %			合計	100.0 %
主要販売先	会社名	製品・サービス名	比率	主要仕入先	会社名	製品・サービス名	比率
	X社	菓子販売	50.0 %		AA社	食品仕入	60.0 %
	Y社	保管	30.0 %		BB社	食品仕入	10.0 %
			%		CC社	梱包材	10.0 %
			%		DD社	食品仕入	5.0 %
	その他	一般貨物輸送	20.0 %		その他		15.0 %
		合計	100.0 %			合計	100.0 %
(1) 企業等の沿革(創業の経緯、資本金・事業の推移)							
1990年 4月 資本金30,000千円で那覇市に創業			2003年 4月 沖縄県糸満市に冷凍庫の建立				
2000年 4月 琉球太郎が代表取締役就任 資本金50,000千円に増資							
2001年 4月 沖縄県糸満市に冷蔵倉庫建立							
(2) 自社の主力商品・サービスの内容							
冷蔵、冷凍、常温の3倉庫を保有し、県内卸売業の中では最も保管設備が整った卸売業の1社である。 食品の仕入販売を行っているほか、営業倉庫、一般貨物輸送も手掛けている。							
(3) 経営状況と見通し							
食品販売が売上の50%を占めるが、倉庫の容量的に飽和状態であり、委託倉庫を使用している状況。 委託を減らすことで増益が見込めるが、そのためには在庫回転率の向上、作業生産性の向上が必要となるが、現在は取り組めていない。 この状況が続けば取引が増えても全て委託先に委ねることになり、売上が伸びたとしても利益は伸びない状況が続いてしまう。 逆に在庫回転率の向上、作業生産性の向上に取り組むことで取引増加が直接利益になるため、この社内改革を成功させることで経営状況が好転する。							

			会社名		株式会社沖縄県産業振興						
項目 \ 決算期			2020年 12月期		2021年 12月期		2022年 12月期				
				指数		指数		指数			
財政状態	流動資産		¥	8,247	100	¥	8,659	105	¥	9,302	107
	固定資産		¥	2,379	100	¥	2,522	106	¥	2,100	83
	総資産		¥	10,804	100	¥	11,344	105	¥	12,321	109
	流動負債		¥	2,697	100	¥	2,859	106	¥	3,090	108
	固定負債		¥	19,656	100	¥	21,032	107	¥	22,980	109
	資本金		¥	10,000	100	¥	10,000	100	¥	10,000	100
	自己資本(純資産)		¥	19,884	100	¥	25,051	126	¥	30,528	122
経営状態	売上高		¥	60,796	100	¥	66,876	110	¥	68,980	103
	売上総利益		¥	2,033	100	¥	2,135	105	¥	2,177	102
	営業利益		¥	5,549	100	¥	5,882	106	¥	5,882	100
	経常利益		¥	5,237	100	¥	5,551	106	¥	5,001	90
	税引後当期純利益		¥	5,167	100	¥	5,477	106	¥	4,980	91
	固定費		¥	1,271	100	¥	1,347	106	¥	1,310	97
	人件費(※1)		¥	32,040	100	¥	33,962	106	¥	34,009	100
	減価償却費		¥	2,876	100	¥	3,049	106	¥	3,049	100
	支払金利手数料		¥	37	100	¥	39	106	¥	39	100
	常時従業員数(※2)			15	100		16	107		16	100
財務比率分析	財務	損益分岐点売上高	¥	11,873	100	¥	13,061	110	¥	14,318	110
		フリーキャッシュフロー	¥	8,043	100	¥	8,526	106	¥	8,029	94
	収益性	総資本経常利益率		48.47%	100		48.93%	101		40.59%	83
		損益分岐点操業度		19.53%	100		19.53%	100		20.76%	106
		売上高経常利益率		8.61%	100		8.30%	96		7.25%	87
		総資本回転率		562.72%	100		589.51%	105		559.86%	95
		一人年間経常利益	¥	349	100	¥	347	99	¥	313	90
	安全性	自己資本比率		184.04%	100		220.83%	120		247.77%	112
		固定比率		22.02%	100		22.23%	101		17.04%	77
		流動比率		305.78%	100		302.90%	99		301.04%	99
		売上高金利率		0.06%	100		0.06%	96		0.06%	97
	成長性	人件費増加率		15.00%	100		106.00%	707		100.14%	94
		売上高増加率		10.00%	100		110.00%	1100		103.15%	94
		限界利益増加率		1.10%	100		105.00%	9545		102.00%	97
		経常利益増加率		0.90%	100		106.00%	11778		90.09%	85
		固定資産増加率		8.90%	100		105.00%	1180		107.42%	102
		付加価値額	¥	40,465	100		¥42,893	106		¥42,940	100
	商品力	限界利益率		10.70%	100		10.32%	96		9.15%	89
	生産性	一人月当限界利益	¥	36	100	¥	36	99	¥	33	91
		労働分配率		11.86%	100		11.86%	100		12.06%	102
		労働生産性	¥	2,698	100	¥	2,681	99	¥	2,684	100
特記事項											
人件費内訳			○2020年度 人件費内訳(32,040千円)=従業員給与(28,000千円)+役員報酬(2,040千円)+労務費(1,000千円)+法定福利費(1,000千円) ○2021年度 人件費内訳(33,962千円)=従業員給与(29,000千円)+役員報酬(2,000千円)+労務費(1,562千円)+法定福利費(1,400千円) ○2021年度 人件費内訳(33,962千円)=従業員給与(29,000千円)+役員報酬(2,000千円)+労務費(1,562千円)+法定福利費(1,400千円)								

(※1) 人件費は、賃金・賞与・雑給・法定福利費・厚生費・退職金・役員報酬が含まれるものとし、提出した決算資料から算出した内訳を上記に記載してください。

(※2) 「常時従業員数」とは、有給役員、正社員、パート・アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者をいう。

(別紙1-2)

3ヶ年財務状況(連携企業)

(単位:千円)

				会社名		有限会社新菓子流通					
決算期 項目			2020年 3月期		2021年 3月期		2022年 3月期				
				指数		指数		指数			
財政 状 態	流動資産		¥	150,313	100	¥	170,717	114	¥	188,150	110
	固定資産		¥	133,110	100	¥	139,594	105	¥	156,011	112
	総資産		¥	283,423	100	¥	310,311	109	¥	344,161	111
	流動負債		¥	26,978	100	¥	28,597	106	¥	30,890	108
	固定負債		¥	196,561	100	¥	210,320	107	¥	229,080	109
	資本金		¥	50,000	100	¥	50,000	100	¥	50,000	100
	自己資本(純資産)		¥	59,884	100	¥	71,394	119	¥	84,191	118
経営 状 態	売上高		¥	607,969	100	¥	668,766	110	¥	689,800	103
	売上総利益		¥	170,332	100	¥	181,349	106	¥	185,559	102
	営業利益		¥	32,943	100	¥	38,883	118	¥	41,268	106
	経常利益		¥	23,040	100	¥	25,897	112	¥	27,809	107
	税引後当期純利益		¥	11,510	100	¥	12,797	111	¥	14,565	114
	固定費		¥	105,349	100	¥	108,504	103	¥	107,432	99
	人件費(※1)		¥	32,040	100	¥	33,962	106	¥	33,962	100
	減価償却費		¥	2,876	100	¥	3,049	106	¥	3,049	100
	支払金利手数料		¥	29,800	100	¥	31,588	106	¥	31,588	100
	常時従業員数(※2)			19	100		19	100		21	111
財務 比 率 分 析	財務	損益分岐点売上高	¥	498,866	100	¥	539,905	108	¥	547,960	101
		フリーキャッシュフロー	¥	14,386	100	¥	15,846	110	¥	17,614	111
	収益性	総資本経常利益率		8.13%	100		8.35%	103		8.08%	97
		損益分岐点操業度		82.05%	100		80.73%	98		79.44%	98
		売上高経常利益率		3.79%	100		3.87%	102		4.03%	104
		総資本回転率		214.51%	100		215.51%	100		200.43%	93
		一人年間経常利益	¥	1,213	100	¥	1,363	112	¥	1,324	97
	安全性	自己資本比率		21.13%	100		23.01%	109		24.46%	106
		固定比率		46.97%	100		44.99%	96		45.33%	101
		流動比率		557.17%	100		596.98%	107		609.10%	102
		売上高金利率		4.90%	100		4.72%	96		4.58%	97
	成長性	人件費増加率		15.00%	100		106.00%	707		100.00%	94
		売上高増加率		10.00%	100		110.00%	1100		103.15%	94
		限界利益増加率		1.10%	100		106.47%	9679		102.32%	96
		経常利益増加率		0.90%	100		112.40%	12489		107.38%	96
		固定資産増加率		8.90%	100		113.57%	1276		110.21%	97
		付加価値額	¥67,859	100	¥75,894	112	¥	78,279	103		
	商品力	限界利益率		21.12%	100		20.10%	95		19.61%	98
	生産性	一人月当限界利益	¥	563	100	¥	589	105	¥	537	91
		労働分配率		236.99%	100		209.95%	89		192.42%	92
		労働生産性	¥	3,572	100	¥	3,994	112	¥	3,728	93
特 記 事 項											
人件費内訳		○2020年度 人件費内訳(32,040千円)=従業員給与(28,000千円)+役員報酬(2,040千円)+労務費(1,000千円)+法定福利費(1,000千円) ○2021年度 人件費内訳(33,962千円)=従業員給与(29,000千円)+役員報酬(2,000千円)+労務費(1,562千円)+法定福利費(1,400千円) ○2021年度 人件費内訳(33,962千円)=従業員給与(29,000千円)+役員報酬(2,000千円)+労務費(1,562千円)+法定福利費(1,400千円)									

(※1)人件費は、賃金・賞与・雑給・法定福利費・厚生費・退職金・役員報酬が含まれるものとし、提出した決算資料から算出した内訳を上記に記載してください。

(※2)「常時従業員数」とは、有給役員、正社員、パート・アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者をいう。

(別紙1-3)

(金融状況) 2023 年 4 月現在

代表企業 株式会社沖縄県産業振興

(単位:円)

金融機関名	預金	借入	備考
沖縄産業銀行	¥3,032,990		
琉球興行銀行	¥25,000,000	¥350,000,000	
合 計	¥28,032,990	¥350,000,000	
財務状況	良好		

(現状分析)

現状分析

機会(外部要因)		脅威(外部要因)	
・インターネット販売の一般化 ・沖縄が国際的なリゾートとして定着 ・那覇空港の路線数、便数増加		・県外企業の沖縄進出(3社) ・コロナ禍による観光客の減少	
強み(内部要因)		弱み(内部要因)	
・高い技術を持った菓子職人が多い (優良県産品県知事賞を過去3回受賞) ・歩留まりの良い生産(95%~97%)体制		・社員の高齢化 ・社員の構成年齢がアンバランス (若年層が少ない)	
特記事項	菓子職人の技術力と新たな素材を活用した商品開発力により、毎年10品の		
	新商品を開発・販売しており、一部OEM生産にも対応している。		

※内容が多くなる場合は、適宜スペースを大きくして次ページに記載して下さい。

(別紙1－3)

(金融状況) 2023 年 4 月現在

連携企業	有限会社新菓子流通
------	-----------

(単位:円)

金融機関名	預金	借入	備考
沖縄産業銀行	¥3,032,990		
合 計	¥3,032,990	¥0	
財務状況	良好		

(現状分析)

現状分析

機会(外部要因)		脅威(外部要因)	
・インバウンド客の増加 ・得意先からの品質に対する高評価 ・県産菓子等の取扱いが多く、県外の取引先も多い。		・観光土産製造業の増加 ・県外企業の沖縄進出 ・円安や原油高騰によるコスト高	
強み(内部要因)		弱み(内部要因)	
・社長の異業種とのネットワーク力 ・社員のやる気 ・HACCP認定企業		・社員の高齢化 ・ベテラン社員の技術を引き継ぐ若者がいない	
特記事項	HACCPを導入した際に、社員が率先して取り組んでおり、現場改善に対する		
	社員の高い意識とやる気は、新規プロジェクトの取組にも活用できる。		

※内容が多くなる場合は、適宜スペースを大きくして次ページに記載して下さい。

(別紙1ー4)
(補助金を伴う公的事業・制度の申請及び採択状況)

代表企業 株式会社沖縄県産業振興

国・県等が助成する補助事業への申請 (申請予定も含む)	☒ ある ☐ ない
--------------------------------	--

※本資料は、補助事業の二重採択を防ぐための確認資料となっています。
不採択事業等は記入の必要はありません。

事業制度名	ものづくり補助金	実施状況	完了
公的機関名	沖縄県中小企業団体中央会		
プロジェクト名	ケーキ成型機の設置		
実施期間	2022 年 6 月 ~ 2022 年 8 月		
採択または申請額	23,000 千円(全体)		
申請代表者名	沖縄 太郎		
連携・関係社名			
事業内容の概略	新事業立ち上げのための設備費用。		
本申請との相違点	ケーキ製作であったが、本申請は菓子の販売事業である。		

事業制度名	産学官連携製品開発支援事業	実施状況	完了
公的機関名	公益財団法人 沖縄県産業振興公社		
プロジェクト名	沖縄植物の栄養性分配合食品開発プロジェクト		
実施期間	2021 年 7 月 ~ 2021 年 12 月		
採択または申請額	15,000 千円(全体)		
申請代表者名	沖縄 太郎		
連携・関係社名			
事業内容の概略	沖縄の植物から抽出した栄養機能成分を配合した食品の開発。		
本申請との相違点	商品やテーマが異なる補助金のため本事業とは異なる。		

事業制度名	県産品拡大展開総合支援事業	実施状況	完了
公的機関名	公益財団法人 沖縄県産業振興公社		
プロジェクト名	見本市・展示商談会等出展支援		
実施期間	2020 年 6 月 ~ 2020 年 6 月		
採択または申請額	600 千円(全体)		
申請代表者名	沖縄 太郎		
連携・関係社名			
事業内容の概略	スーパーマーケットトレードショーへの出展。 (ブース小間代、マネキン費用の補助)		
本申請との相違点	沖縄食材の販売であったが、本申請は菓子の販売事業である。		

※複数ある場合は、適宜シートをコピーして追加してください。
※過去三か年度の実績、今年度の予定を記入してください。

(別紙1ー4)
(補助金を伴う公的事業・制度の申請及び採択状況)

連携企業	有限会社新菓子流通
------	-----------

国・県等が助成する補助事業への申請 (申請予定も含む)	☐ ある ☒ ない
--------------------------------	--

※本資料は、補助事業の二重採択を防ぐための確認資料となっています。
不採択事業等は記入の必要はありません。

事業制度名		実施状況	
公的機関名			
プロジェクト名			
実施期間	年 月 ~ 年 月		
採択または申請額	千円(全体)		
申請代表者名			
連携・関係社名			
事業内容の概略			
本申請との相違点			

事業制度名		実施状況	
公的機関名			
プロジェクト名			
実施期間	年 月 ~ 年 月		
採択または申請額	千円(全体)		
申請代表者名			
連携・関係社名			
事業内容の概略			
本申請との相違点			

事業制度名		実施状況	
公的機関名			
プロジェクト名			
実施期間	年 月 ~ 年 月		
採択または申請額	千円(全体)		
申請代表者名			
連携・関係社名			
事業内容の概略			
本申請との相違点			

※複数ある場合は、適宜シートをコピーして追加してください。
※過去三か年度の実績、今年度の予定を記入してください。

事業計画書

企業名	株式会社沖縄県産業振興		
連携企業名	有限会社新菓子流通		
プロジェクト名	海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト		
プロジェクトの内容			
I. 現状及び課題(現状分析を踏まえたうえで、企業連携によるプロジェクトで解決したい課題を記載してください。)			
(現状)			
・昨年新商品を市場投入 従来の商品のライフサイクルが衰退期にあることから ・販売事業者(卸)が1社のみ			
(課題)		・利益率の低下 売上は伸びているが営業利益率が低下(8.795%→8.527%)している、原因としては ・昨年市場投入した新商品が未だ市場定着していない 販売開始3か月後に実施したアンケートによると.....	
II. プロジェクトの内容(取り組み内容を計画①、計画②というように記載してください。)			
計画① 商品認知度向上のためのプロモーション			
実施内容 ■ホームページ修正 (取組み内容や目的、狙いなどの詳細説明を記載する) ※必要に応じて写真やグラフ等を活用して、読み手に分かり易く記載してください。 ■SNS広告 (同上) ■ブランドブック制作 (同上) ■チラシ制作 (同上)			
計画② 県内食品卸、土産物取扱い店の販路開拓			
実施内容 ■展示会出展 (取組み内容や目的、狙いなどの詳細説明を記載する) ※必要に応じて写真やグラフ等を活用して、読み手に分かり易く記載してください。 ■主催展示会 (同上) ■フォローアップ営業 (同上)			

※内容が多くなる場合は、ページを追加してください。

事業計画書

プロジェクトの内容

Ⅲ. このプロジェクトを実施することで、どのように収益力や生産性が向上して稼ぐことができるのか、具体的に記載してください。(数値上の目標を明確に記載してください。また優位性は競合他社との比較等を記載してください。)

プロジェクトの成果目標

目標値には販売活動に関するものと、社内の生産性の2面から設定する。具体的には……………

R5年度目標項目	目標値
売 上	12,600 千円
営業利益	3,150 千円
取引先増	10 社
展示会・イベント等出展	4 回
生産ライン稼働率	78 %
プロジェクト従業員数	3 人

当社(当連携体)の優位性

代表企業である(株)沖縄県産業振興には熟練した菓子職人が多く在籍しており、令和●年度には全日本菓子職人●●コンテストで金賞を受賞したのもいるため、公にも商品品質は高いと自負している。そして連携企業である(有)新菓子流通は……………

写真1

写真2

Ⅳ. 県内の地域産業・経済に対する域内経済の循環の促進・波及効果、連携意義について

県内の地域産業・経済に対する波及効果

本プロジェクトは新商品を開発・販売を行う一連の取組みで、広く消費者の目に留まるよう流通効率を重視したサプライチェーンとして、過剰な物流コストを削減する取組みも含む。この取組みは、県内交通量削減に繋がることからの渋滞解消、そしてCO2等削減による環境に配慮した取組みも含まれ、狭隘な沖縄県の生活環境の改善と観光立県としての沖縄の……………

以上のことから連携体だけに留まらず、県内企業の範となる事例作りが出来る。

プロジェクトを実施する連携体結成の意義

食品製造業と流通業が一体となって、本事業を取り組むことにより、それぞれに不足している専門外の付帯業務が専門性の高い業務として実現できる。

具体的には……………

※内容が多くなる場合は、ページを追加してください。

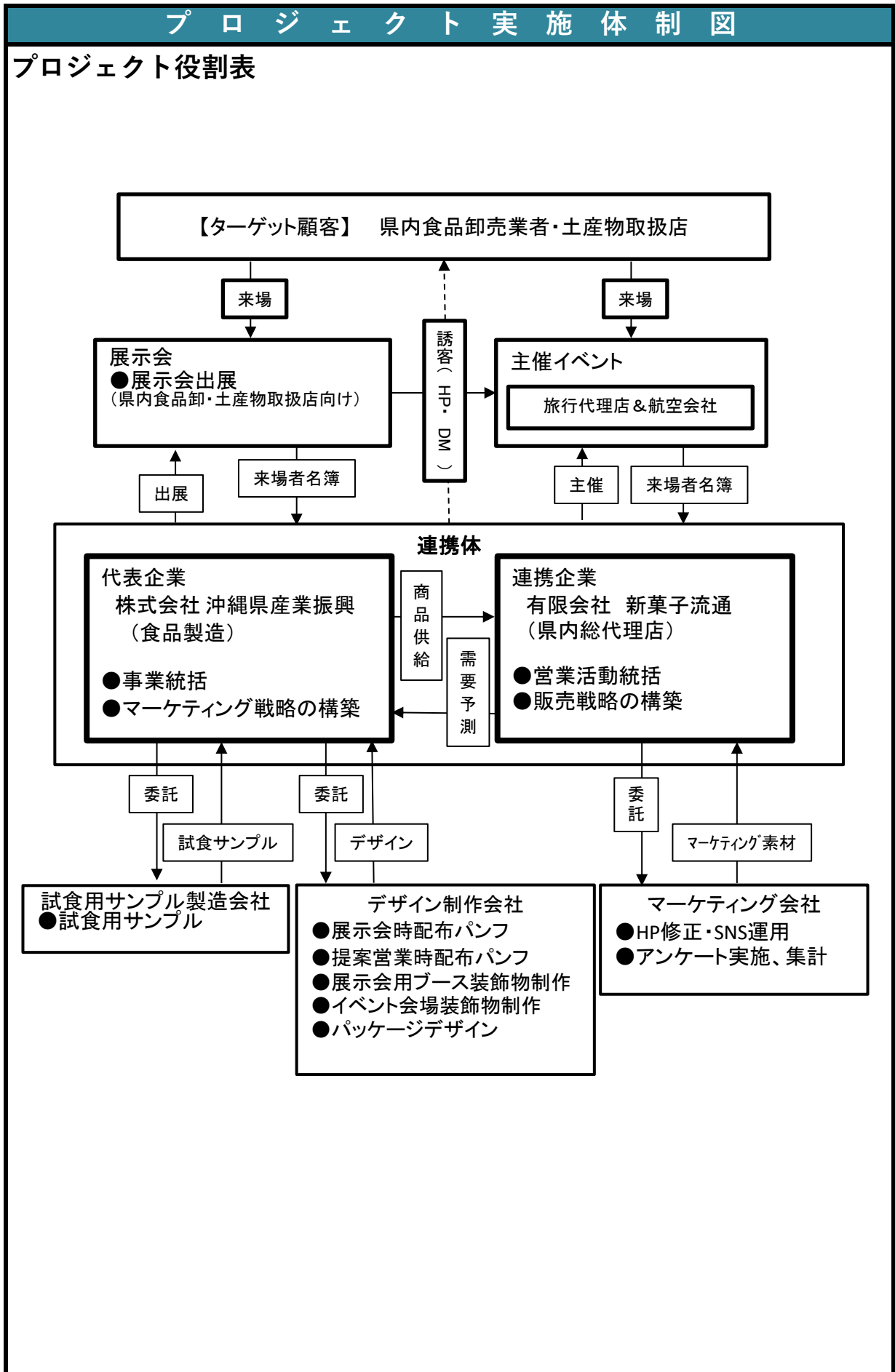
※プロジェクトを詳細に説明するために、補足説明資料を追記しても構いません(任意様式)

プロジェクトの体制 ①

プロジェクト全体の実施体制					
管理体制					
役割	企業名・所属部署:		メールアドレス:		
	〒: 住所:(都道府県から)		電話:		
	役職:		氏名:		
			連絡先:(ケータイ等)		
代表企業	総括責任者	企業名・所属部署:株式会社沖縄県産業振興		メールアドレス: t-okinawa@okinawa-ric.co.jp	
		〒901-0152	住所:沖縄県那覇市字小禄〇〇番地		電話:098-859-××××
		役職:代表取締役	氏名:沖縄 太郎		連絡先:090-1111-××××
		所属部署:企画営業部		メールアドレス: i.ryukyu@okinawa-ric.co.jp	
		〒901-0152	住所:沖縄県那覇市字小禄〇〇番地		電話:098-859-××××
		役職:営業部長	氏名:沖縄 一郎		連絡先:080-2222-××××
	プロジェクトマネージャー	所属部署:企画営業部		メールアドレス: z.ryukyu@okinawa-ric.co.jp	
		〒901-0152	住所:沖縄県那覇市字小禄〇〇番地		電話:098-859-××××
		役職:営業部長	氏名:沖縄 次郎		連絡先:080-2222-××××
		所属部署:経理部		メールアドレス: h.okinawa@okinawa-ric.co.jp	
		〒901-0152	住所:(都道府県から)沖縄県那覇市字小禄〇〇番地		電話:098-859-××××
		役職:経理係長	氏名:沖縄 花子		連絡先:080-2222-××××
連携企業	総括責任者	企業名・所属部署:有限会社新菓子流通		メールアドレス: t.ryukyu@sinkasi-r.co.jp	
		〒903-0804	住所:沖縄県那覇市字首里石嶺町●丁目●番地		電話:098-885-××××
		役職:代表取締役	氏名:琉球 太郎		連絡先:090-4444-××××
		所属部署:		メールアドレス: m.syuri@sinkasi-r.co.jp	
		〒903-0804	住所:沖縄県那覇市字首里石嶺町●丁目●番地		電話:098-885-××××
		役職:常務取締役	氏名:首里 道夫		連絡先:090-4444-××××
	プロジェクトマネージャー	所属部署:営業本部		メールアドレス: a.syuri@sinkasi-r.co.jp	
		〒903-0804	住所:沖縄県那覇市字首里石嶺町●丁目●番地		電話:098-885-××××
		役職:	氏名:首里 昭夫		連絡先:090-4444-××××
		所属部署:経理部		メールアドレス: m.syuri@sinkasi-r.co.jp	
		〒903-0804	住所:沖縄県那覇市字首里石嶺町●丁目●番地		電話:098-885-××××
		役職:常務取締役	氏名:首里 道夫		連絡先:090-4444-××××
プロジェクト実務者	所属部署:経理部		メールアドレス: m.syuri@sinkasi-r.co.jp		
	〒903-0804	住所:沖縄県那覇市字首里石嶺町●丁目●番地		電話:098-885-××××	
	役職:	氏名:首里 昭夫		連絡先:090-4444-××××	
	所属部署:経理部		メールアドレス: m.syuri@sinkasi-r.co.jp		
	〒903-0804	住所:沖縄県那覇市字首里石嶺町●丁目●番地		電話:098-885-××××	
	役職:常務取締役	氏名:首里 道夫		連絡先:090-4444-××××	
(注)総括責任者、プロジェクトマネージャー、プロジェクト実務者、経理担当者は重複しても構いません。 (注)プロジェクトマネージャーは、プロジェクト全体の管理を行う公社との連絡窓口となる担当者です。 (注)連携企業の担当者も追加して記載してください。					

プロジェクト実施体制表				
計画番号	計画名	役割	代表企業担当者名	外部委託先 外部専門家等
			連携企業担当者名	外部委託先 外部専門家等
①	商品認知度向上のためのプロモーション	試食サンプル製造	沖縄一郎	試食品製造会社
			—	—
		展示会出展	沖縄一郎 他4名	展示会運営会社
			与那原和子 他3名	—
		POP企画・制作	沖縄一郎	—
			首里道夫 他2名	デザイン制作会社
②	県内食品卸、土産物取扱店の販路開拓	アンケート実施 提案書作成・訪問営業	—	—
			首里道夫 他4名	マーケティング会社

プロジェクトの体制 ②



代表 企業名	株式会社沖縄県産業振興	プロジェクト名	海外観光客向け新商品の販路開拓プロジェクト	計画:△、----▶ 実績:▲、——▶
連携企業	有限会社新菓子流通			

39

補助事業対象経費

代表企業名：株式会社沖縄県産業振興

(補助金に係る事業経費の内訳)

(単位: 円)

[illegible]

補助事業対象経費(補足説明書)

代表企業名: 株式会社沖縄県産業振興

(広告枠の購入に係る実施内容等の内訳)

(単位: 円)

1	経費支出企業(実施主体)		名称	SNS広告費
	新菓子流通		途・使用 目的	Instagram広告を、エリア3カ所×3回(東京、大阪、福岡)に限定発信し、新商品の認知度を高め、売上に繋げる。
	計画番号	②		
	経費番号	9	定成期 方果待 法とす 測る	フォロワー数:30万、エンゲージメント率[(いいね+コメント数)をフォロワー数で割る]:50%以上を目指す。測定方法は、Instagramのアクセス情報からフォロワー数と、いいね数とコメント数を経時的に測定する。
	税抜金額	1,800,000		
2	経費支出企業(実施主体)		名称	ホームページ改修
	沖縄県産業振興		途・使用 目的	本事業で開発した新商品のPRのため、自社HPのトップに新商品の特長情報を提示し、消費者の購買意欲を高める。
	計画番号	②		
	経費番号	10	定成期 方果待 法とす 測る	新商品情報を見て頂き、ECサイトによる購入金額を月1,000円以上を目指す。測定方法としてHPのアクセス解析(Google Analytics4)を行い、CVとCV率を測定する。
	税抜金額	780,000		
3	経費支出企業(実施主体)		名称	
			途・使用 目的	
	計画番号			
	経費番号		定成期 方果待 法とす 測る	
	税抜金額			

収 支 計 画 書(申請プロジェクト全体)

(単位:千円)

代表企業名: 株式会社沖縄県産業振興

プロジェクトの見込み収支 [プロジェクト期間(4月～3月)を1年として記載]						
		R5年度(計画)	R6年度(計画)	R7年度(計画)	R8年度(計画)	R9年度(計画)
今年度立案計画	売上高	12,600	68,400	82,800	97,200	97,200
	営業利益	3,150	17,100	20,700	24,300	24,300
	人件費	7,500	10,000	11,000	12,100	13,310
	減価償却費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	従業員数(人)	3	4	5	5	5
	付加価値額	15,650	32,100	36,700	41,400	42,610
	労働生産性	5,217	8,025	7,340	8,280	8,522

プロジェクト見込み収支売上算出根拠
(「単価×販売数量」のように売上算出根拠を記載してください。)

売上・営業利益・従業員数は2社分(株式会社沖縄県産業振興と有限会社新菓子流通)のプロジェクト合計額を記載。利益率は25%程度となる見込みである。

【収支計画内訳】

①株式会社沖縄県産業振興
人件費は、プロジェクトに従事する従業員(@2,500千円/名)で、1年目は2名(5,000千円)、2年目は3名(7,500千円)、3年目以降は2年目の10%UPで計上。
減価償却費は、新規導入設備分(毎年5,000千円定額)を計上。

単価⇒ チョコレート1,000円 タルト2,000円 クッキー3,000円の3種 (単位:円)

R5年度(PJ従業員3名)	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,000×400個×3ヶ月	1,200,000	7,200,000	300,000	1,800,000
@2,000×400個×3ヶ月	2,400,000		600,000	
@3,000×400個×3ヶ月	3,600,000		900,000	

R6年度(PJ従業員4名)	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,000×500個×12ヶ月	6,000,000	36,000,000	1,500,000	9,000,000
@2,000×500個×12ヶ月	12,000,000		3,000,000	
@3,000×500個×12ヶ月	18,000,000		4,500,000	

R7年度(PJ従業員4名)	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,000×550個×12ヶ月	6,600,000	39,600,000	1,650,000	9,900,000
@2,000×550個×12ヶ月	13,200,000		3,300,000	
@3,000×550個×12ヶ月	19,800,000		4,950,000	

R8年度(PJ従業員4名)	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,000×600個×12ヶ月	7,200,000	43,200,000	1,800,000	10,800,000
@2,000×600個×12ヶ月	14,400,000		3,600,000	
@3,000×600個×12ヶ月	21,600,000		5,400,000	

R9年度(PJ従業員4名)	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,000×600個×12ヶ月	7,200,000	43,200,000	1,800,000	10,800,000
@2,000×600個×12ヶ月	14,400,000		3,600,000	
@3,000×600個×12ヶ月	21,600,000		5,400,000	

②有限会社新菓子流通
人件費は、プロジェクトに従事する従業員(@2,500千円/名)で、1年目から1名(2,500千円)、5年目まで配置。3年目以降は2年目の10%UPで計上。
減価償却費計上なし。

単価⇒ チョコレート1,500円 タルト3,000円 クッキー4,500円の3種 (単位:円)

R5年度(PJ従業員1名)	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,500×200個×3ヶ月	900,000	5,400,000	225,000	1,350,000
@3,000×200個×3ヶ月	1,800,000		450,000	
@4,500×200個×3ヶ月	2,700,000		675,000	

R6年度(PJ従業員1名)	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,500×300個×12ヶ月	5,400,000	32,400,000	1,350,000	8,100,000
@3,000×300個×12ヶ月	10,800,000		2,700,000	
@4,500×300個×12ヶ月	16,200,000		4,050,000	

R7年度(PJ従業員1名)	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,500×400個×12ヶ月	7,200,000	43,200,000	1,800,000	10,800,000
@3,000×400個×12ヶ月	14,400,000		3,600,000	
@4,500×400個×12ヶ月	21,600,000		5,400,000	

R8年度(PJ従業員1名)	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,500×500個×12ヶ月	9,000,000	54,000,000	2,250,000	13,500,000
@3,000×500個×12ヶ月	18,000,000		4,500,000	
@4,500×500個×12ヶ月	27,000,000		6,750,000	

R9年度(PJ従業員1名)	売上	売上合計	営業利益	営業利益
@1,500×500個×12ヶ月	9,000,000	54,000,000	2,250,000	13,500,000
@3,000×500個×12ヶ月	18,000,000		4,500,000	
@4,500×500個×12ヶ月	27,000,000		6,750,000	

※内容が多くなる場合は、ページを追加してください。

令和 5 年度稼ぐ企業連携支援事業
企業連携体協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、令和 5 年度稼ぐ企業連携支援事業におけるプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を遂行するため、実施主体となる企業連携体が、双方、協同・連帯して効果的に取組むことを目的として締結するものとする。

(名称)

第 2 条 この協定書に基づく企業連携体は「令和 5 年度稼ぐ企業連携支援事業 企業連携体」（以下「本連携体」という。）と称する。

(代表者及び構成員)

第 3 条 本連携体は以下の企業により構成するものとし、株式会社沖縄県産業振興を代表者とする。

(1) 代表者

住所 沖縄県那覇市字小禄1831番地1
沖縄産業支援センター401号
商号又は名称 株式会社沖縄県産業振興
代表者名 代表取締役 沖縄 太郎

(2) 構成員 1

住所 沖縄県那覇市字首里石嶺町〇丁目〇番地〇号
商号又は名称 有限会社新菓子流通
代表者名 代表取締役 琉球 太郎

(3) 構成員 2

住所

商号又は名称
代表者名

2 前項の代表者が退任する場合は、本連携体は新代表者を選任し、これを沖縄県に通知するものとする。

3

前項の通知前に従前の代表者が、本プロジェクトに関し行った行為については、本連携体はこれを有効とし、沖縄県に対しその責めに任ずるものとする。

(代表者の権限)

第 4 条 本連携体の代表者は、本プロジェクトの履行に関し、本連携体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、自己の名義をもって補助金の申請、請求、受領等に関する事務や経理、本連携体に属する財産を管理する権限等を有する。

(構成員の責任)

第 5 条 本連携体は、各構成員が実施する役割、内容を予め明確にした上で、本プロジェクトを遂行するものとし、遂行に関して連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 6 条 本連携体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引を行うものとする。

(解散の時期)

第 7 条 本連携体は、本プロジェクトの不採択通知を受けた場合は、同日をもって解散するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第8条 当連携体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は、第5条第1項によりその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第9条 この協定書に定めのない事項については、各構成員の協議によって定める。

上記のとおり企業連携体協定を締結したので、その証拠として本協定書 3 通を作成し、各 1 通に構成員が記名押印し、各自 1 通を保有するものとする。なお、1 通は沖縄県へ提出するものとする。

令和5年 5月 10日

代表者	住所 沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター401号	印
商号又は名称	株式会社沖縄県産業振興	
代表者名	代表取締役 沖縄 太郎	

構成員 1	住所 沖縄県那覇市字首里石嶺町〇丁目〇番地〇号	印
商号又は名称	有限会社新菓子流通	
代表者名	代表取締役 琉球 太郎	

構成員 2	住所	印
商号又は名称		
代表者名		